

電力及び都市ガスの小売全面自由化について

平成28年12月
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

1. 電力の小売全面自由化について

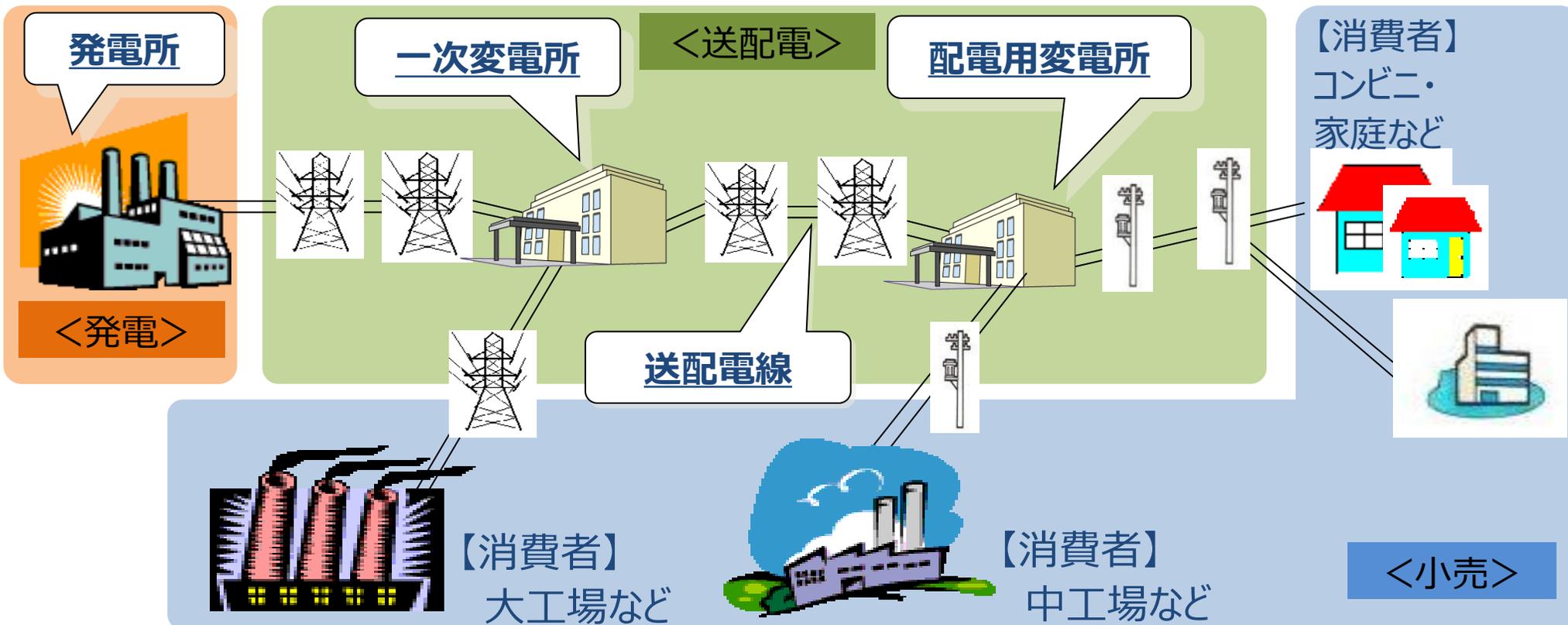
2. 都市ガスの小売全面自由化について

日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 本年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。

※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。

※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。



家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになります

- 従来、各家庭は地域の電力会社（中国地方であれば中国電力）から電気を購入。
- 本年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまでも自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも2020年3月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電力を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

家庭向け電力販売への参入を行っている事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



旅行代理店



通信会社



都市ガス会社・LPガス販売会社



不動産管理会社

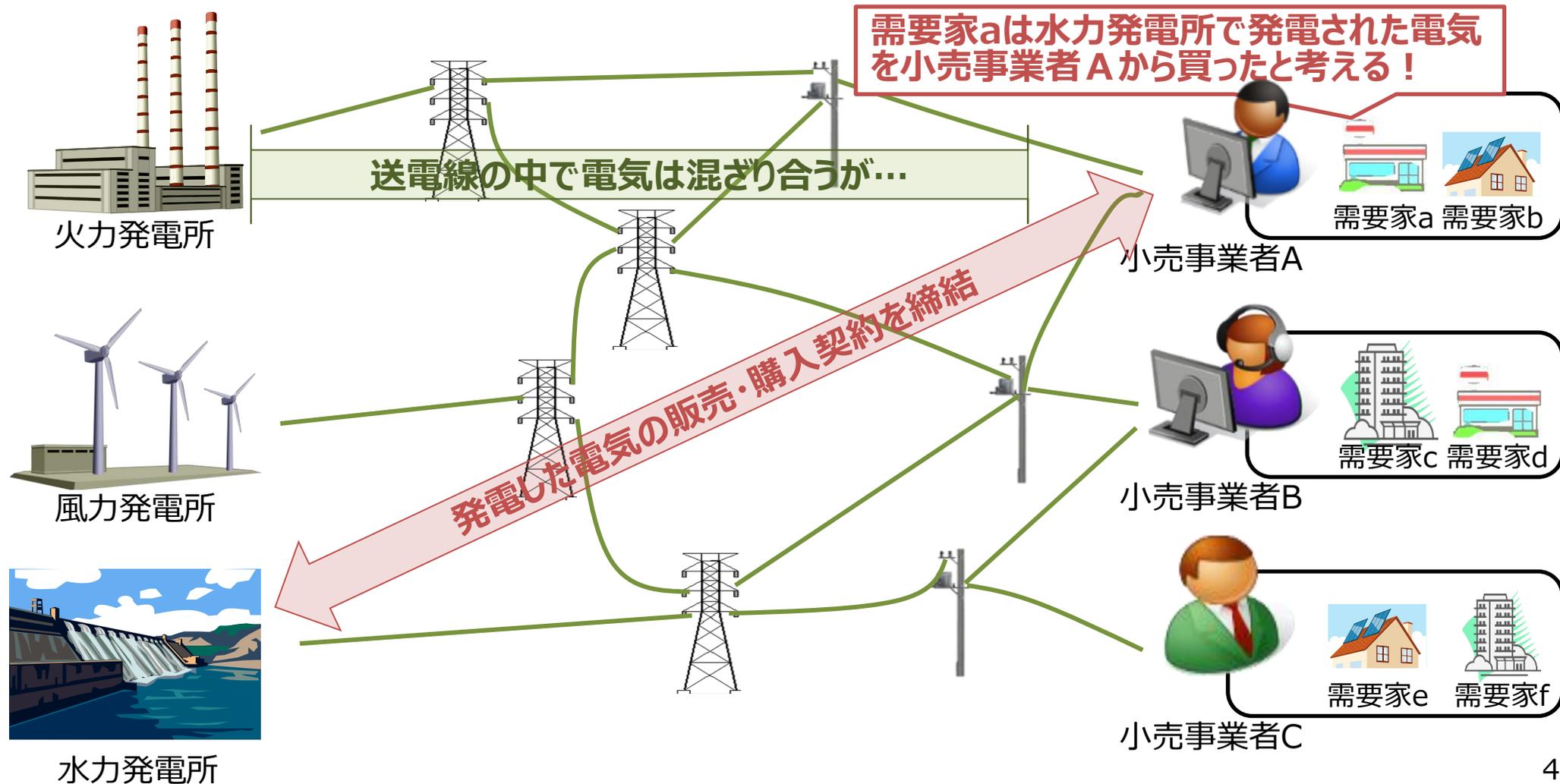


鉄道会社

etc.

電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を売っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 平成12年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 本年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。

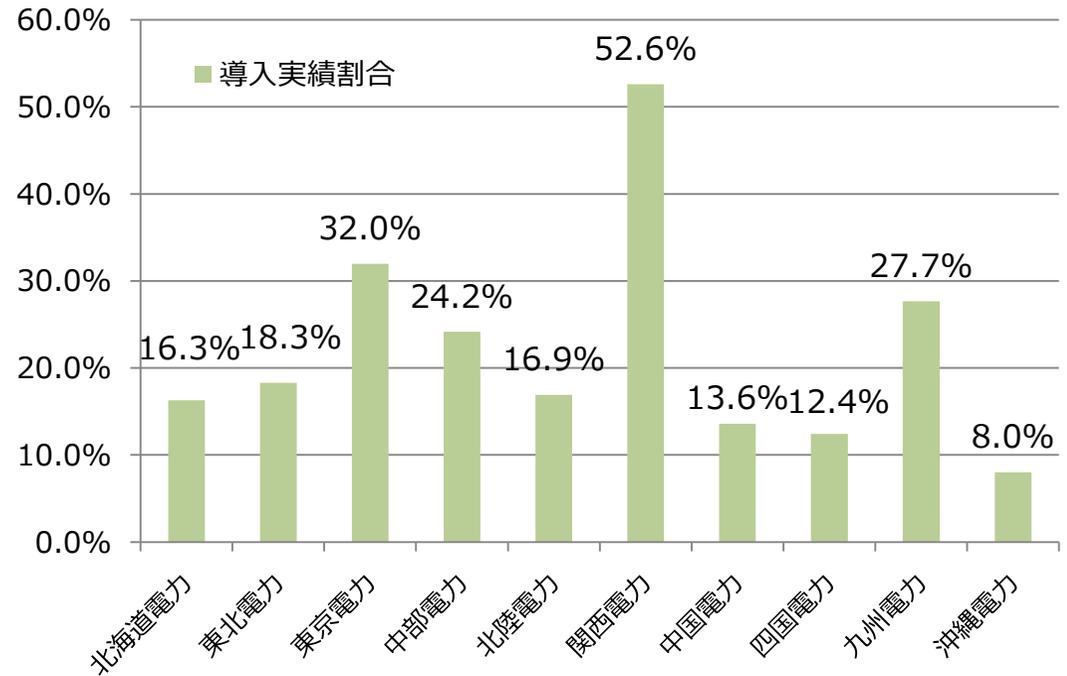


(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

スマートメーターの普及状況

電力会社		累積結果	設置完了時期
北海道電力	導入実績(万台)	60.2	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	370	
	導入実績割合	16.3%	
東北電力	導入実績(万台)	121.9	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	666	
	導入実績割合	18.3%	
東京電力	導入実績(万台)	863.1	2020年度末
	低圧メーター数(万台)	2,700	
	導入実績割合	32.0%	
中部電力	導入実績(万台)	229.5	2022年度末
	低圧メーター数(万台)	950	
	導入実績割合	24.2%	
北陸電力	導入実績(万台)	30.8	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	182	
	導入実績割合	16.9%	
関西電力	導入実績(万台)	683.6	2022年度末
	低圧メーター数(万台)	1,300	
	導入実績割合	52.6%	
中国電力	導入実績(万台)	67.2	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	495	
	導入実績割合	13.6%	
四国電力	導入実績(万台)	32.9	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	265	
	導入実績割合	12.4%	
九州電力	導入実績(万台)	224	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	810	
	導入実績割合	27.7%	
沖縄電力	導入実績(万台)	6.8	2024年度末
	低圧メーター数(万台)	85	
	導入実績割合	8.0%	

- スマートメーターの設置については、設置完了目標に向けて着実に導入が進められている。
- 特に関西電力のスマートメーターの導入率は11月末時点で52.6%と高い。導入の状況には各社によって異なる。

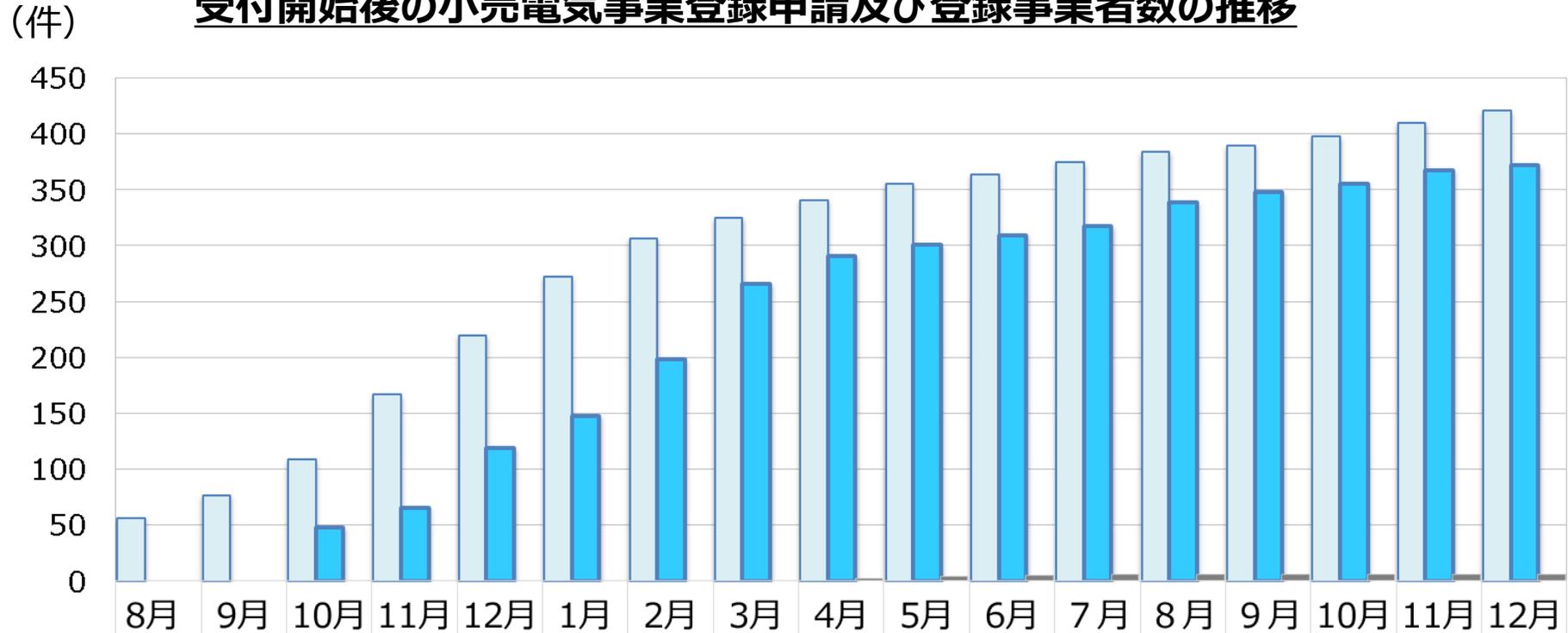


※2015年末～2016年11月末までの累積結果の割合

小売電気事業者の登録数の伸び

- 昨年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に、約420件の小売電気事業者登録の申請があり、12月16日時点で372社を登録。

受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移



	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
申請件数	57	77	109	167	220	273	307	325	341	356	364	375	384	390	398	410	421
登録件数	0	0	48	66	119	148	199	266	291	301	310	318	339	348	356	368	372
登録抹消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	6	6	6	6	6	6

(備考) ○上記件数について、4月までの件数は月末時点。12月は12月16日までの登録件数。

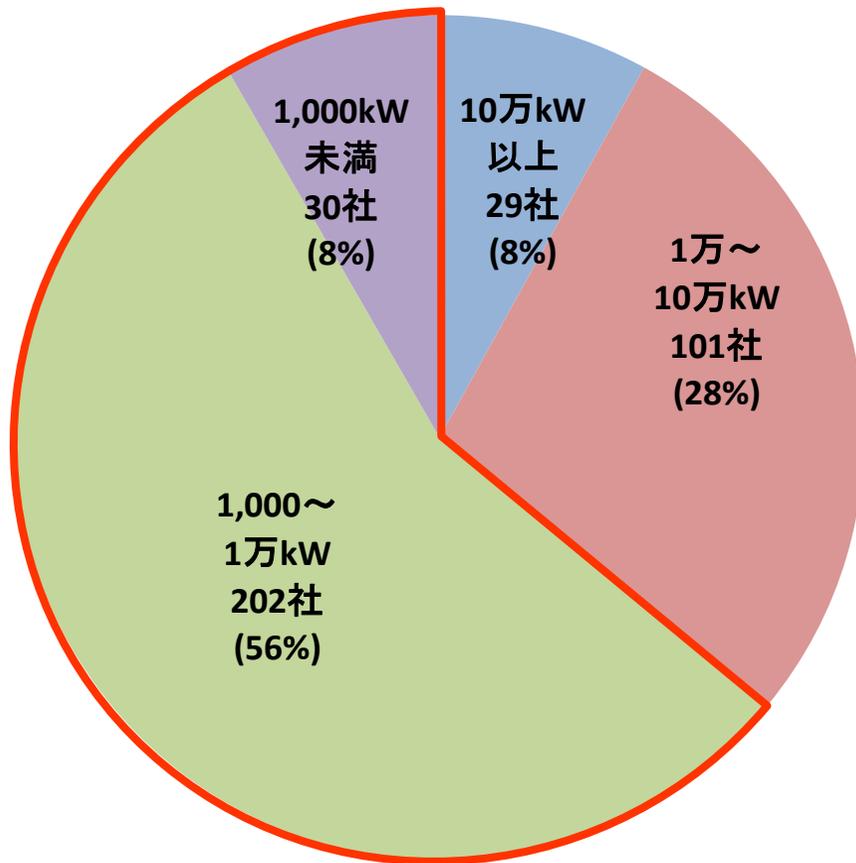
○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(12月16日時点で6件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

登録小売電気事業者 362社※の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

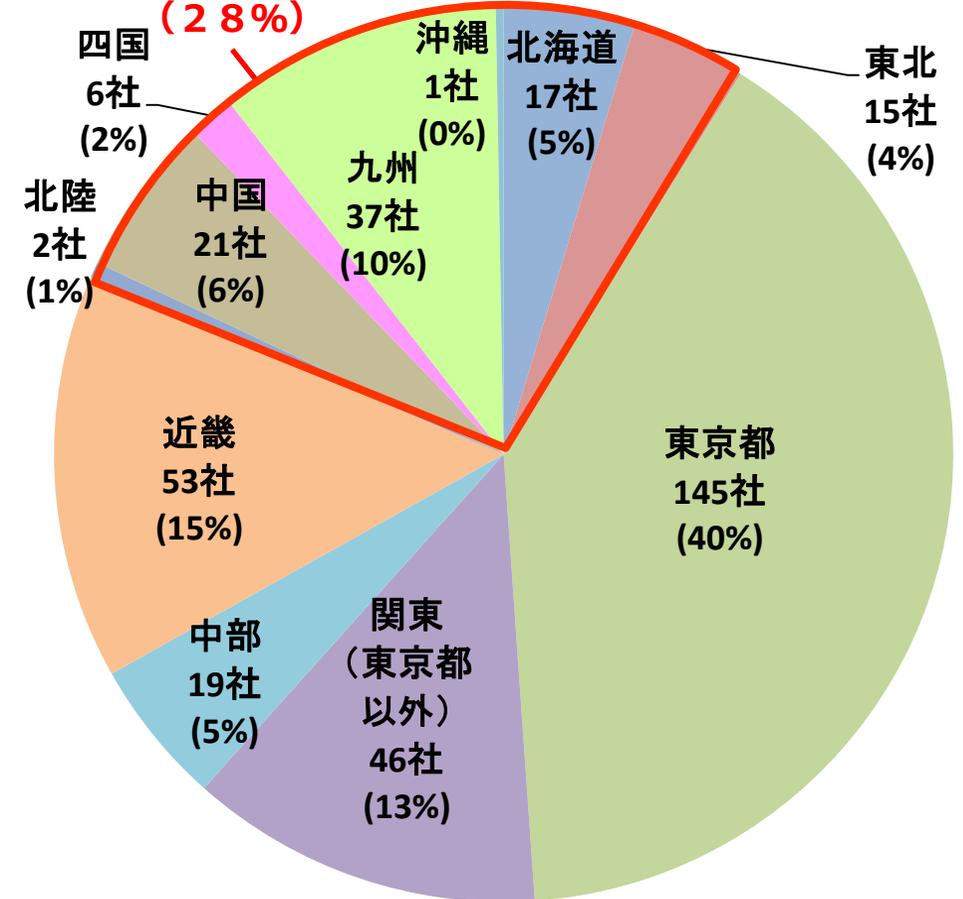
※みなし小売電気事業者 10社を除く

- 最大需要電力の見込みが 1 万kWを下回る小規模事業者が、全体 6.4 割。
- 本社所在地は 4 割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約 3 割存在。

＜最大需要電力の見込み＞

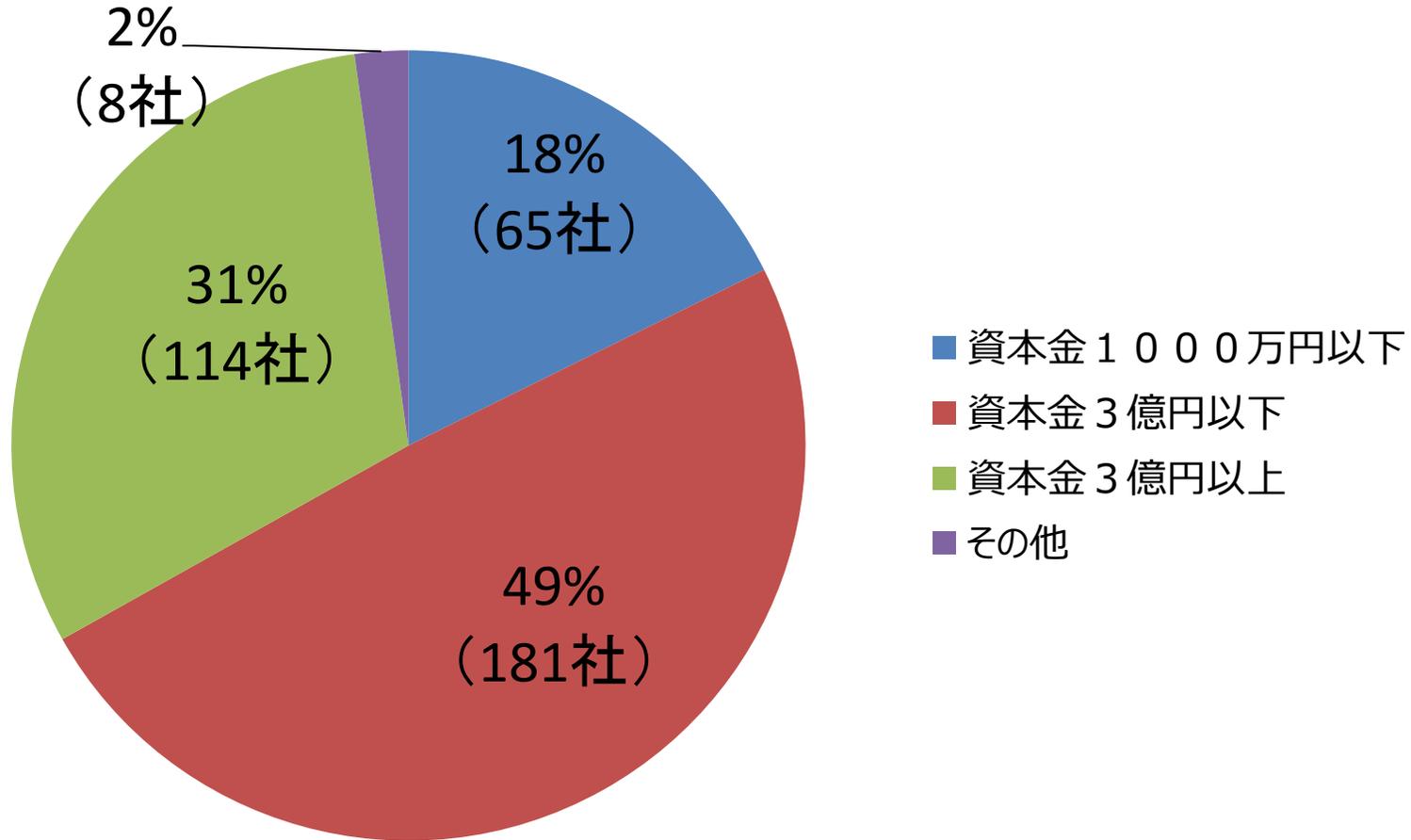


三大都市圏以外の事業者＜本社所在地＞



登録小売電気事業者368社の内訳（資本金）

- 小売電気事業者のうち、全体の約7割程度が資本金3億円未満となっている。



※小売電気事業者368社の内訳。平成28年11月22日現在

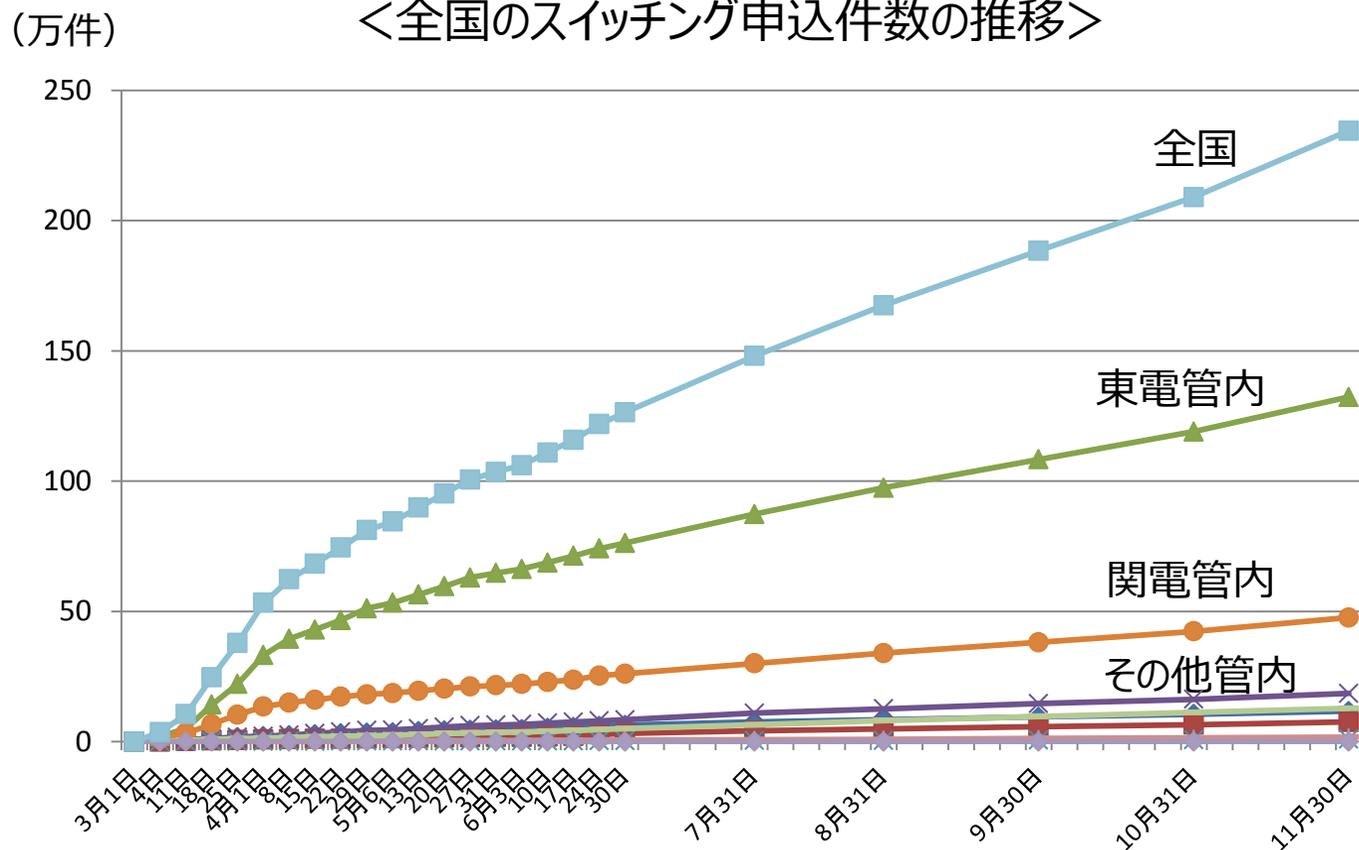
スイッチングの申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた11月30日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約234万件（全体の約3.8%）となっている。

※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。

- 他方、8月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約176万件であり（全体の約2.8%）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約410万件（全体の約6.6%）となっている。

＜全国のスイッチング申込件数の推移＞



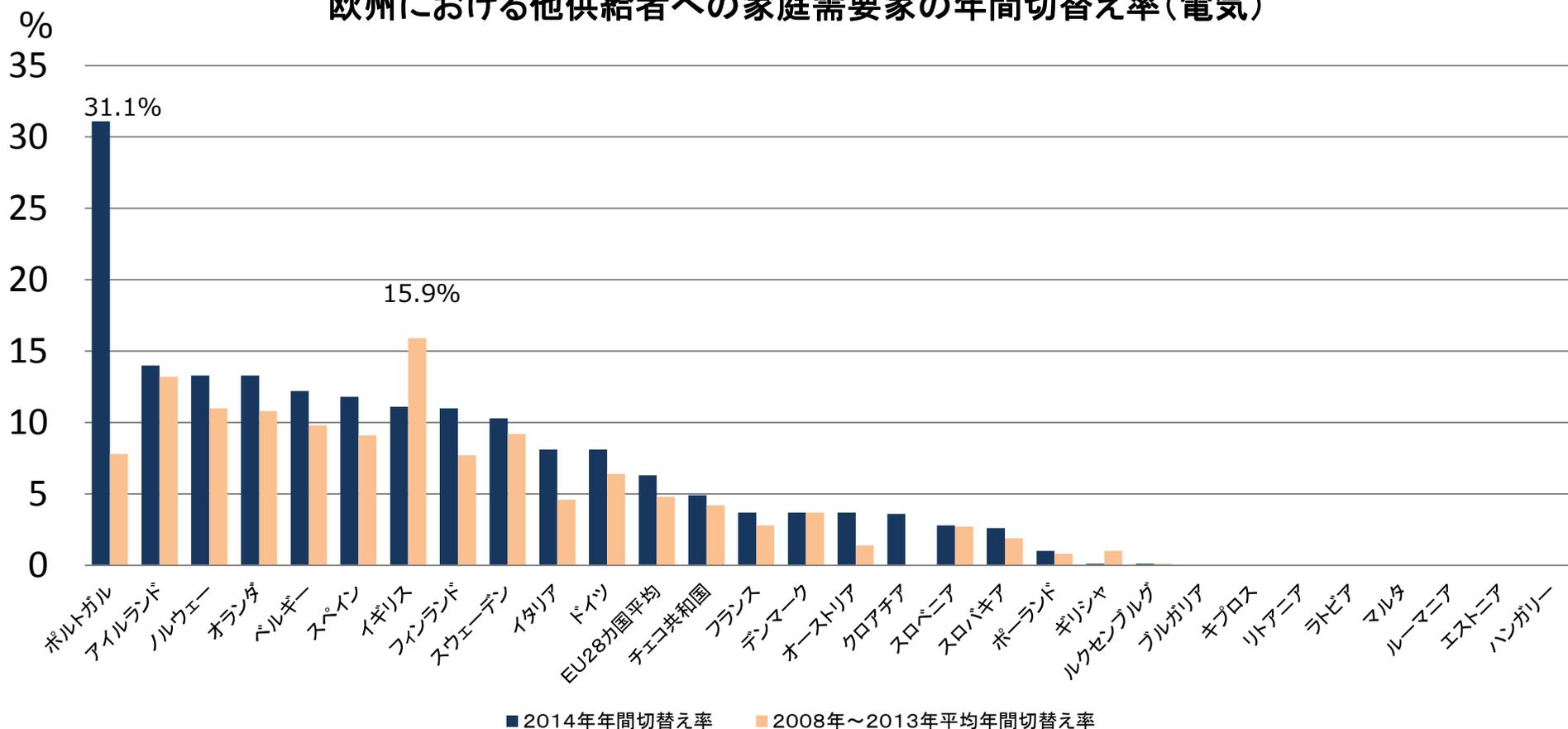
管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：％】
北海道	11.66	4.22
東北	7.52	1.38
東京	132.27	5.76
中部	18.51	2.43
北陸	0.97	0.78
関西	47.61	4.73
中国	1.39	0.40
四国	1.74	0.90
九州	12.79	2.06
沖縄	0.00	0.00
全国	234.46	3.75

(※) 2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

(参考) 欧州における需要家の切替え状況

- 自由化から一定程度時間の経過した欧州では、切替え率には、①年間切替え率と、②累積で見た既存供給者からの切替え率の2種類がある。年間切替え率は、小売競争の活発さを示す指標と考えられている。ポルトガルは2014年単年で31%の切替え、イギリスでは5年平均で16%の切替え。

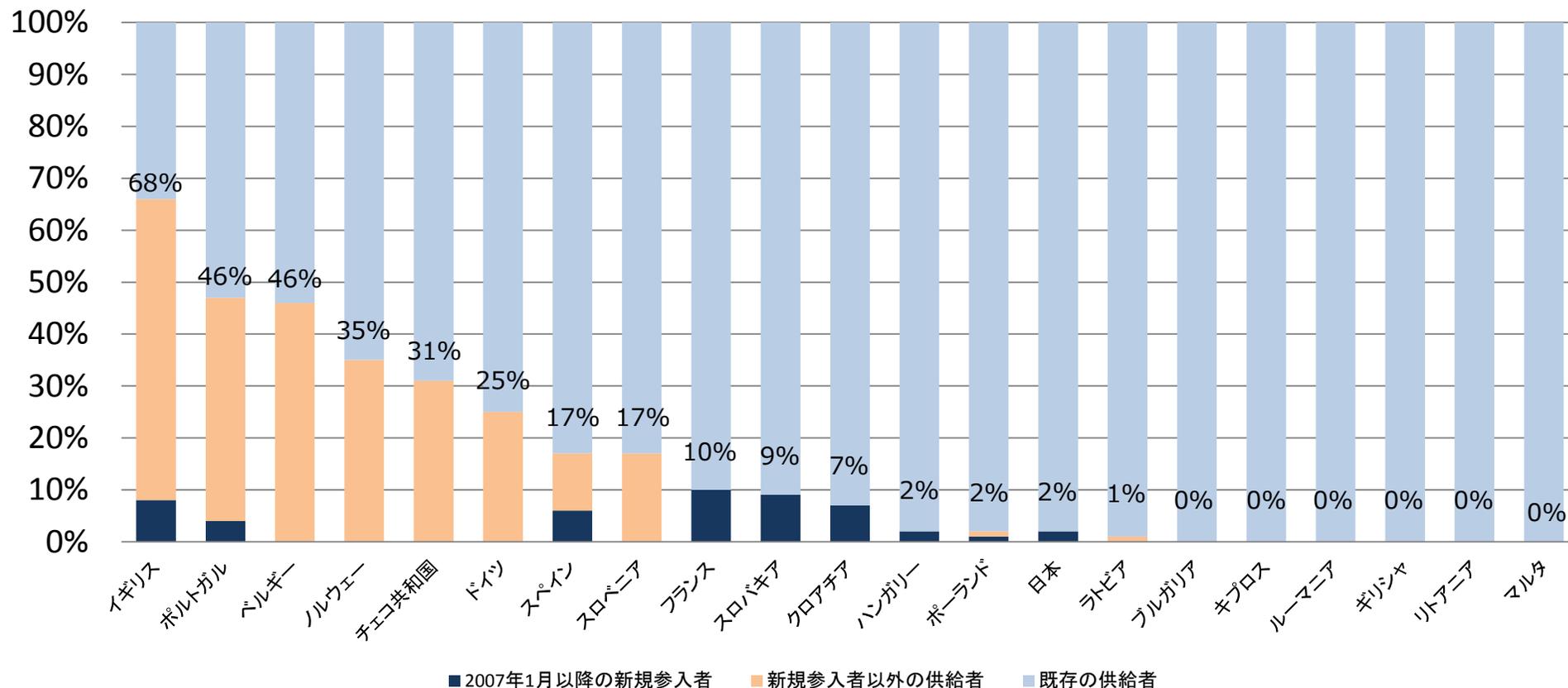
欧州における他供給者への家庭需要家の年間切替え率(電気)



(参考) 欧州における家庭需要家の切替え状況

- 欧州のACER (Agency for the Cooperation of Energy Regulators) は、Market Monitoring Reportにおいて、2007年1月以降の新規参入者と、それ以外の新規参入者への切替えのそれぞれについて、家庭需要家の切替え状況を報告している。
- イギリス (68%)、ポルトガル (46%)、ベルギー (46%) といった累積切替え率が高い国と比べると、自由化してから間もないこともあり、日本の切替えはまだ途上にある。

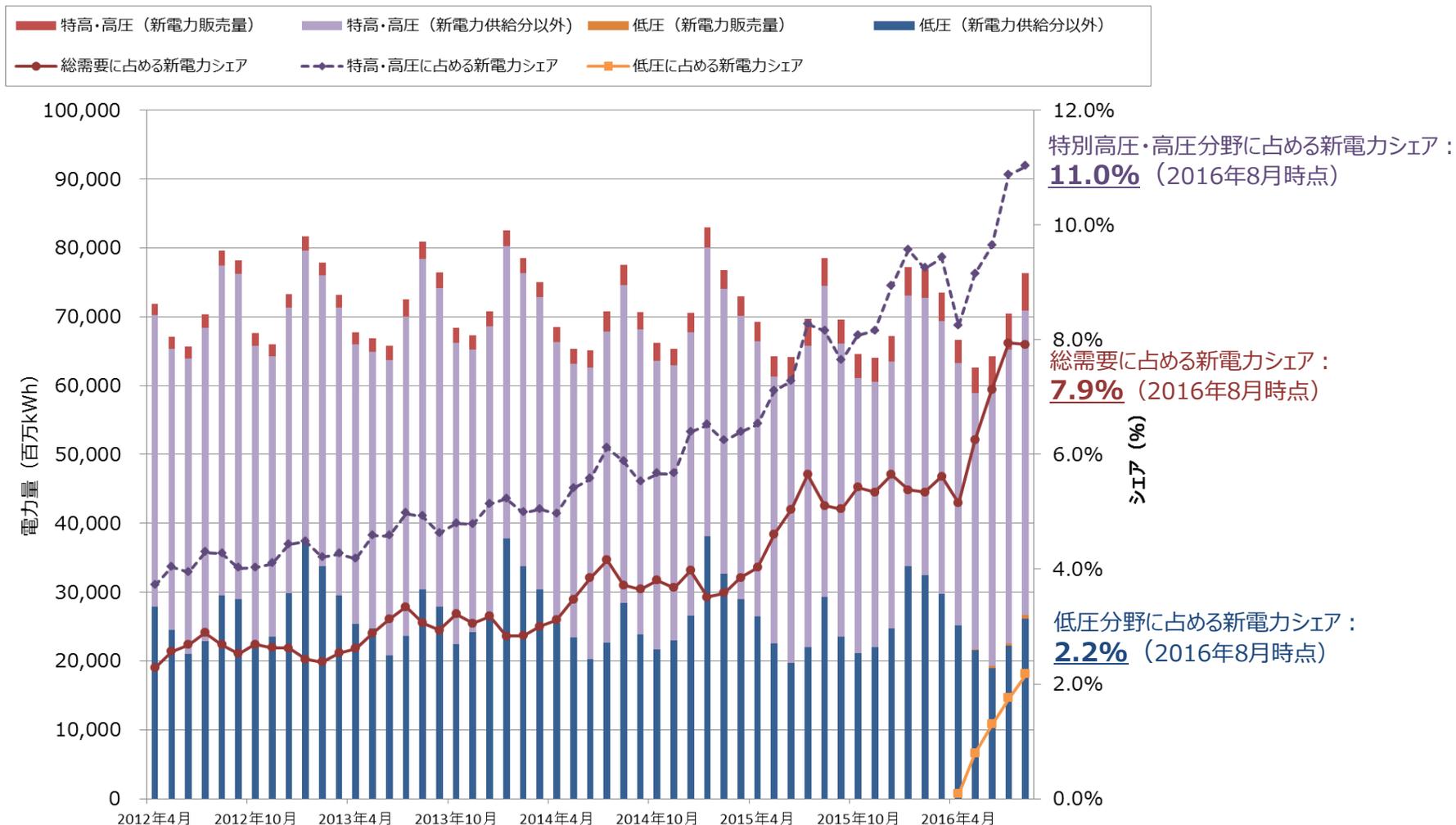
他供給者への家庭需要家の累積切替え率(電気)



新電力の市場シェア（電圧別・販売電力量ベース） 1 / 3

- 販売電力量ベースで見た新電力の市場シェアは徐々にではあるが着実に上昇している。さらに、2015年度前後から特別高圧・高圧分野における新電力の市場シェアの上昇が加速しており、2016年4月から始まった低压分野における小売自由化も相まって、総需要に占める新電力の市場シェアは今年度から急速に上昇している。

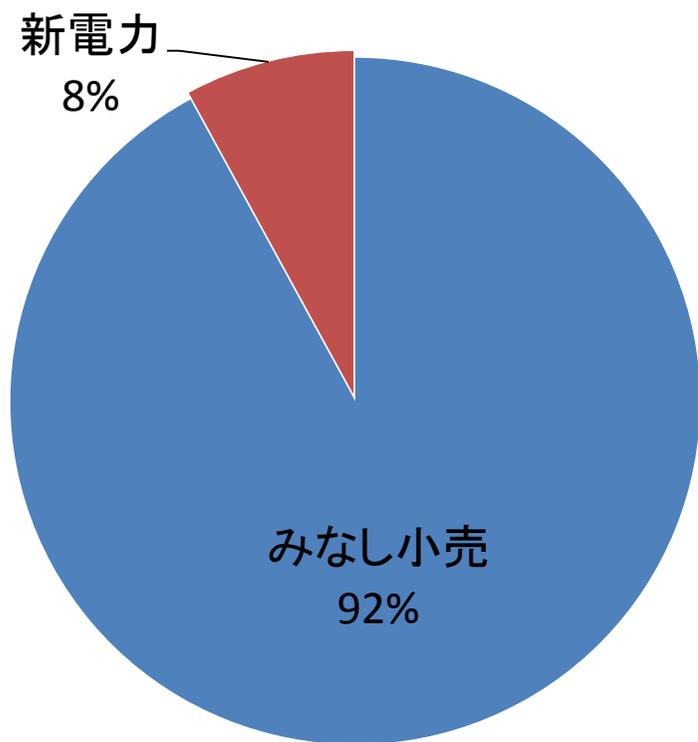
新電力の市場シェア（2012年4月～2016年8月）



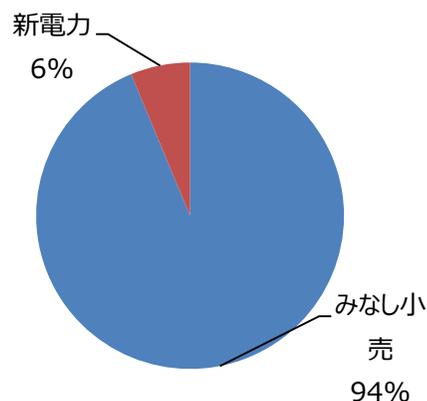
新電力の市場シェア（電圧別・販売電力量ベース） 2 / 3

- 旧一般電気事業者の市場シェアは、約92%となっており、依然として旧一般電気事業者が小売市場の大半を占める状況が継続している。
- 電圧別には、先行して自由化された特高・高圧分野で新電力のシェアが若干高いものの、旧一般電気事業者のシェアは、特高：約94%、高圧：約86%、低圧電灯：約98%、低圧電力：約99%となっている。

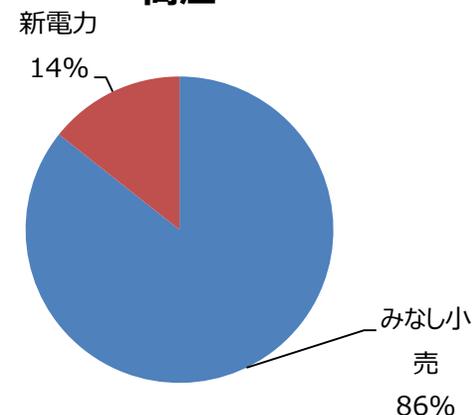
販売電力量シェア(全電圧)



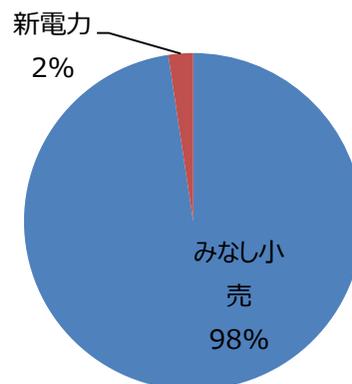
特別高圧



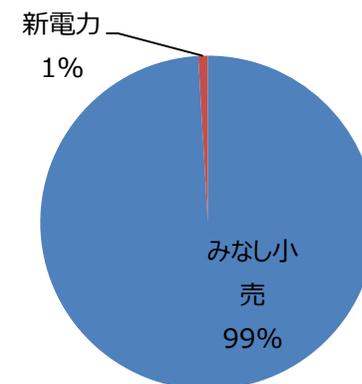
高圧



低圧電灯



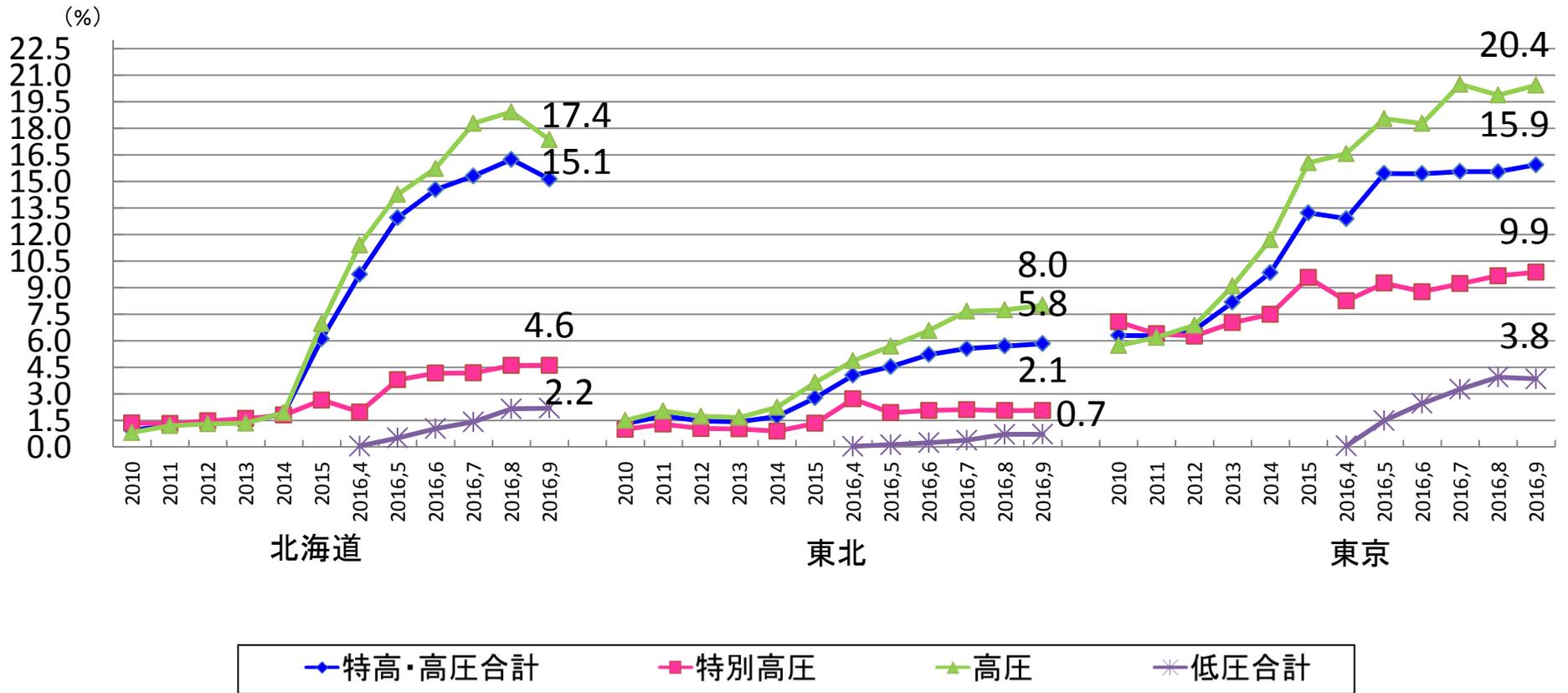
低圧電力



新電力の市場シェアの推移（地域別・販売電力量ベース） 3 / 3

- 販売電力量ベースで見た新電力の市場シェアは、総じてどの地域でも上昇傾向にあるが、特別高圧・高圧では北海道エリア・東京エリア・関西エリア、低圧では東京エリア・関西エリアにおける近年の伸びが顕著。

新電力の市場シェア（販売電力量ベース）

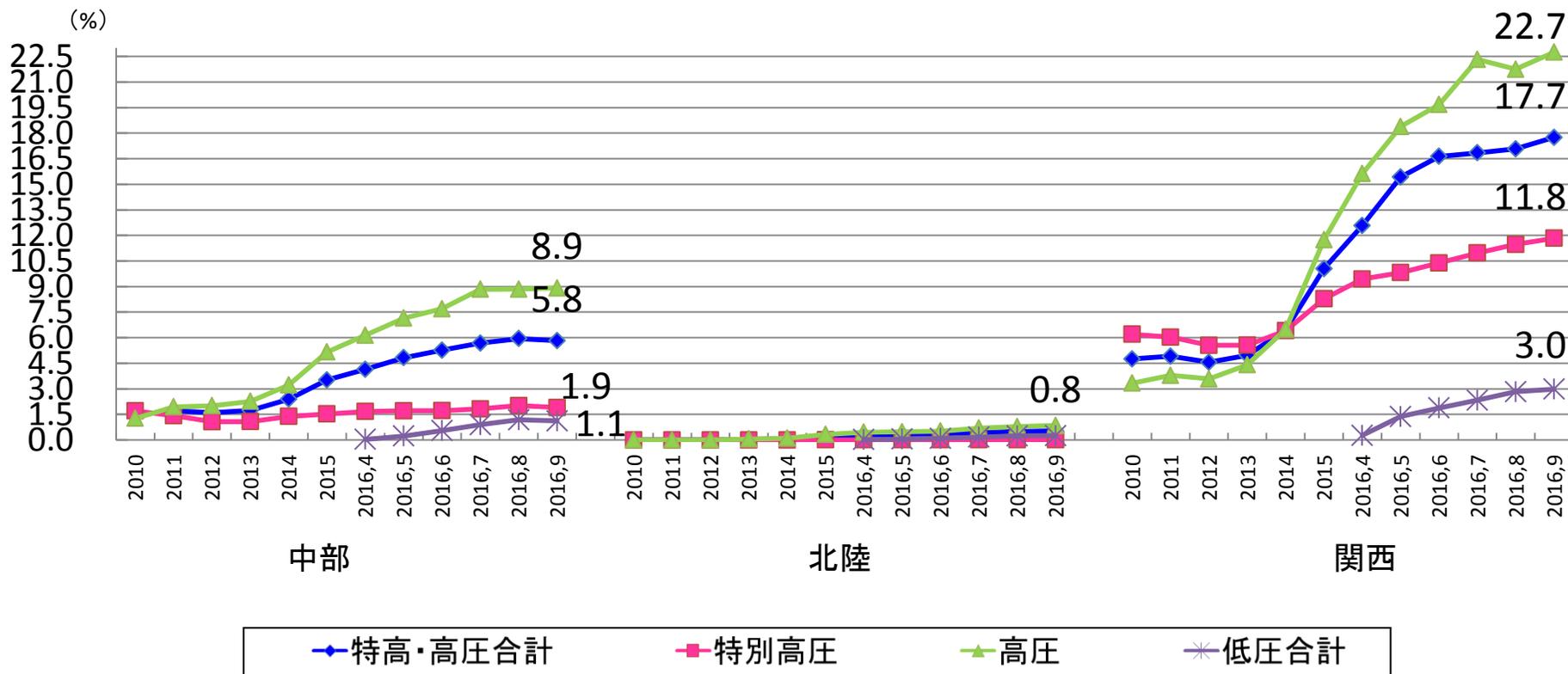


電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」より作成

新電力の市場シェアの推移（地域別・販売電力量ベース） 3 / 3

- 販売電力量ベースで見た新電力の市場シェアは、総じてどの地域でも上昇傾向にあるが、特別高圧・高圧では北海道エリア・東京エリア・関西エリア、低圧では東京エリア・関西エリアにおける近年の伸びが顕著。

新電力の市場シェア（販売電力量ベース）

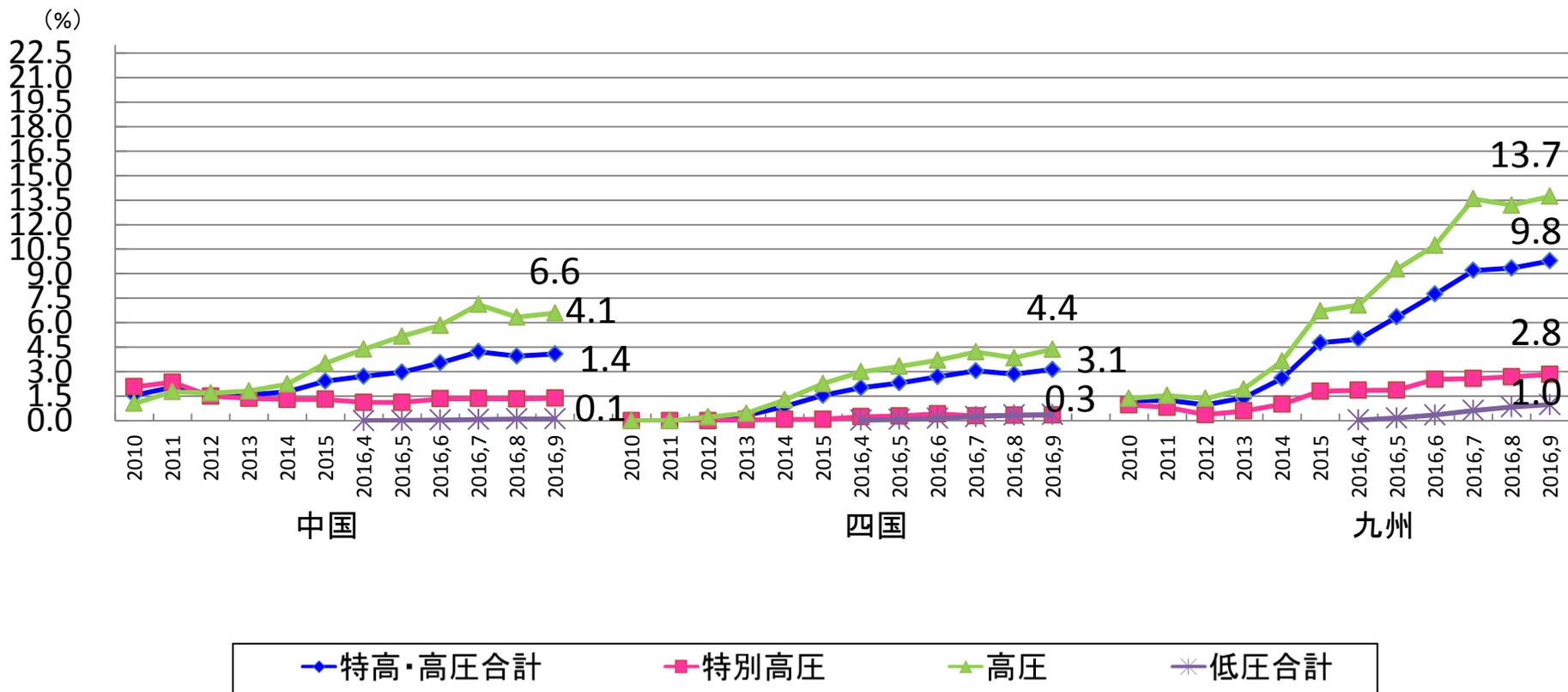


電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」より作成

新電力の市場シェアの推移（地域別・販売電力量ベース） 3 / 3

- 販売電力量ベースで見た新電力の市場シェアは、総じてどの地域でも上昇傾向にあるが、特別高圧・高圧では北海道エリア・東京エリア・関西エリア、低圧では東京エリア・関西エリアにおける近年の伸びが顕著。

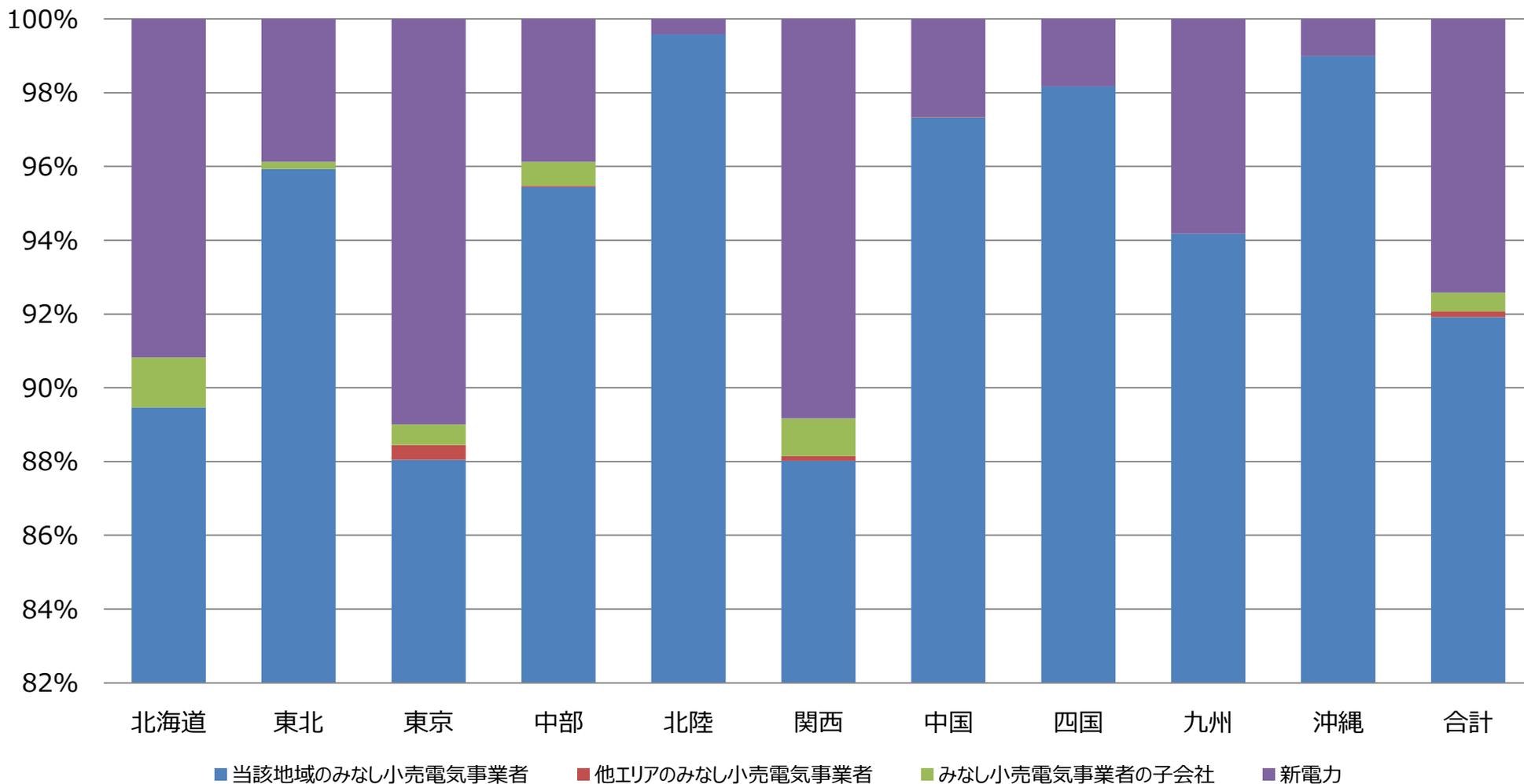
新電力の市場シェア（販売電力量ベース）



電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報」より作成

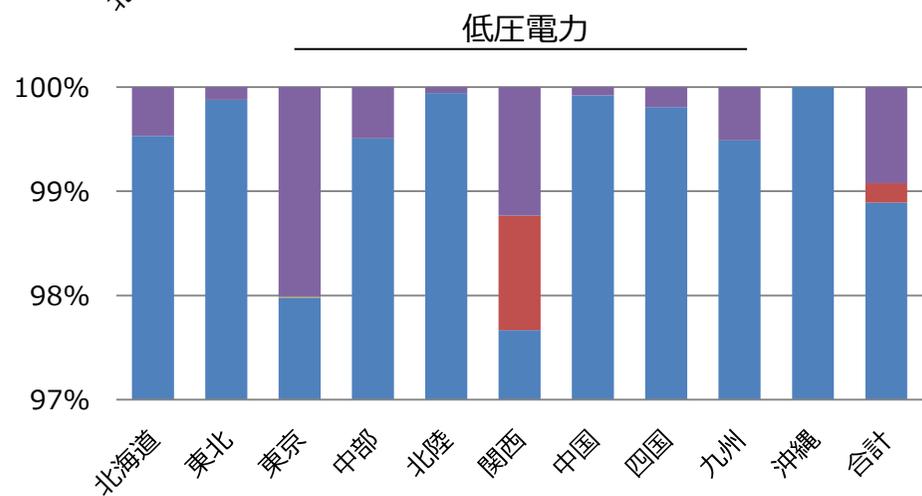
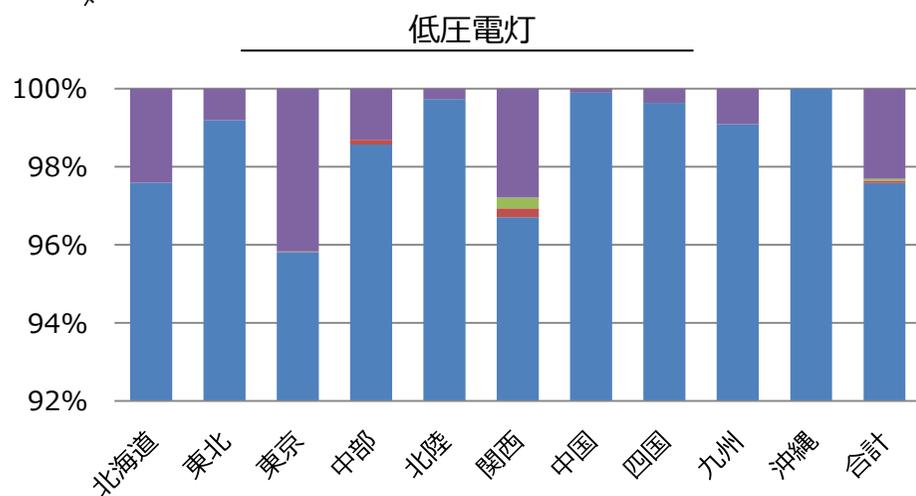
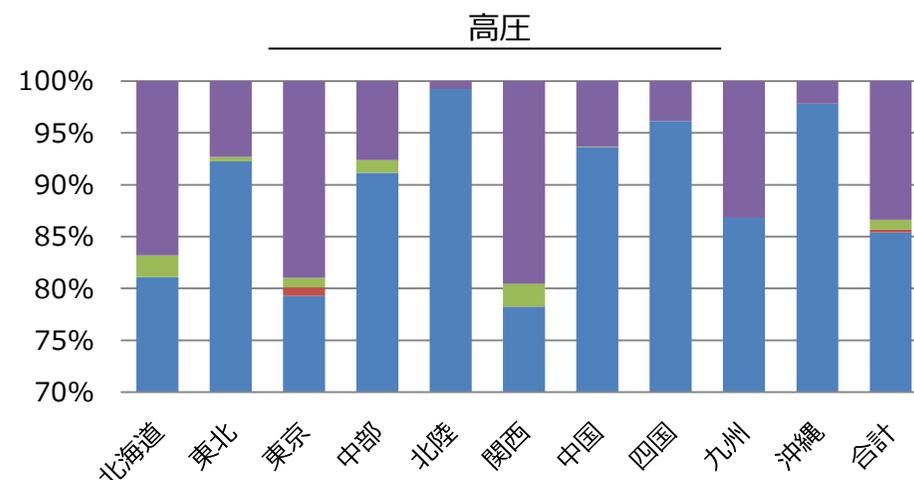
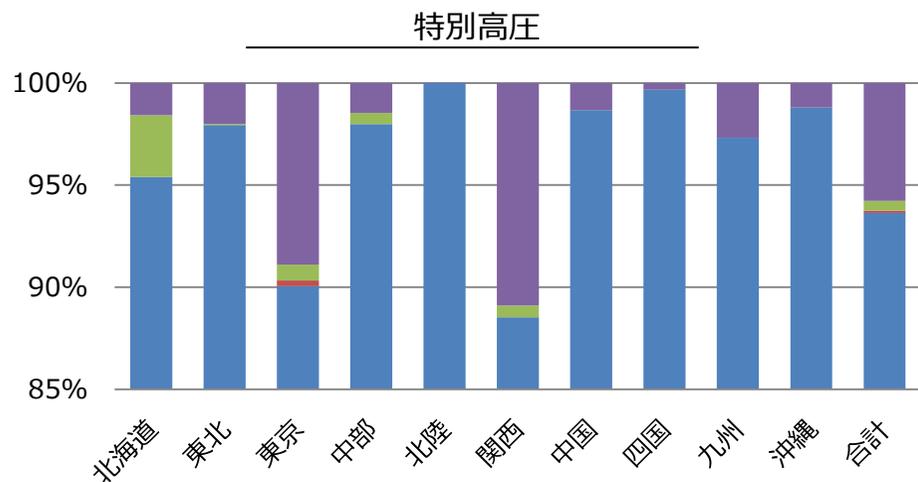
大手事業者（旧一般電気事業者等）の競争的な事業活動（全電圧）

- みなし小売電気事業者及びその子会社による旧供給区域外への進出は進んでおらず、旧供給区域外への供給は全体の約0.7%（前月約0.6%）。地域別では、北海道（約1.3%）、東北（約0.2%）、東京（約1.0%）、中部（約0.7%）、関西（約1.1%）、中国（約0.02%）で域外供給が発生している。



大手事業者（旧一般電気事業者等）の競争的な事業活動（電圧別）

- 特高・高圧分野では、北海道や関西、東京を中心にみなし小売電気事業者やその子会社による域外供給が行われている。低圧分野では、先月と比較して、関西地域において、低圧電灯約0.5%(昨月約0.4%)、低圧電力約1.1%(昨月約0.1%)とエリア外供給が大幅に増加している。



■ 当該地域のみなし小売電気事業者
■ 新電力
■ みなし小売系新電力
■ 他地域のみなし小売電気事業者

平成28年8月の新電力の販売電力量シェア（全電圧）

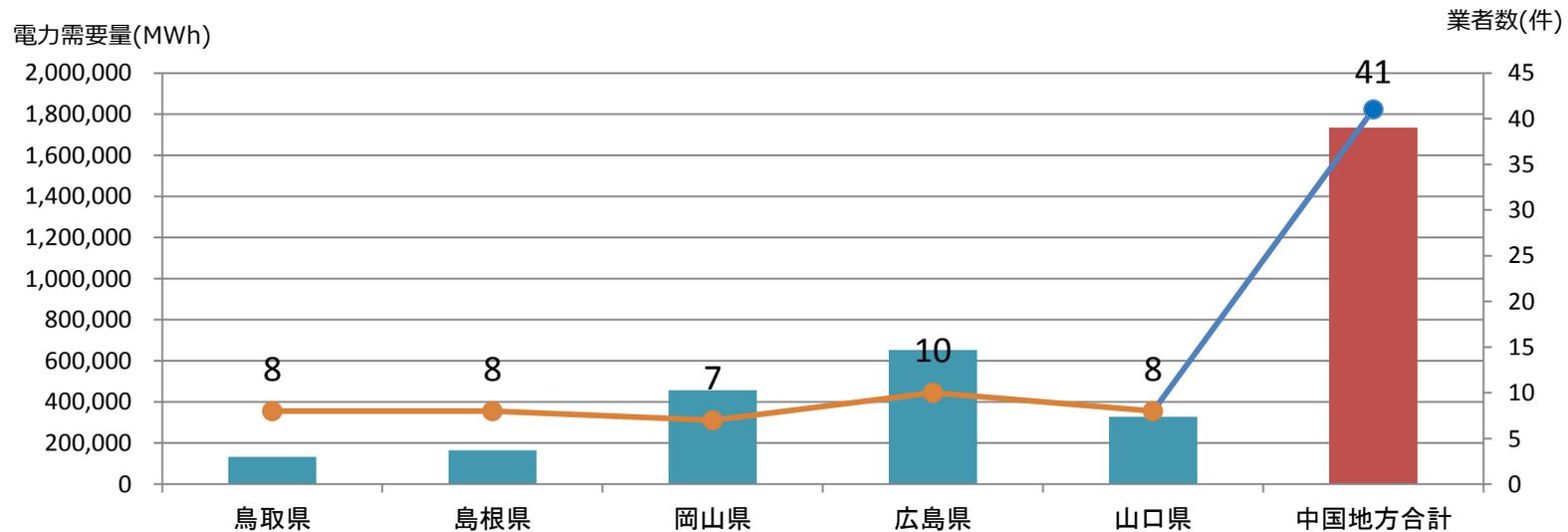
- トップ20社の顔ぶれに変動はないが、東京ガス株式会社が先月と比較して大きく順位を上昇させている。なお、東京ガスは全国の新電力の低圧需要の約32.5%を確保している。

順位	事業者名	販売電力量(MWh単位)	新電力シェア
1(1)	株式会社エネット	1,238,025	20%
2(2)	株式会社 F-Power	797,615	13%
3(3)	丸紅新電力	399,935	7%
4(4)	J Xエネルギー株式会社	303,805	5%
5(5)	オリックス株式会社	231,155	4%
6(10)	東京ガス株式会社	183,597	3%
7(6)	サミットエナジー株式会社	183,375	3%
8(7)	テプコカスタマーサービス	181,940	3%
9(8)	日本テクノ株式会社	166,080	3%
10(11)	伊藤忠エネクス株式会社	137,296	2%
11(9)	新日鉄住金エンジニアリング(株)	136,213	2%
12(12)	イーレックス株式会社	127,364	2%
13(13)	ミツロコグリーンエネルギー株式会社	117,414	2%
14(14)	ダイヤモンドパワー株式会社	112,816	2%
15(15)	エネサーブ株式会社	109,929	2%
16(17)	王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社	105,259	2%
17(18)	株式会社エナリス・パワー・マーケティング	92,987	2%
18(16)	昭和シェル石油株式会社	91,523	1%
19(19)	大阪瓦斯株式会社	82,950	1%
20(20)	大和ハウス工業株式会社	60,608	1%
新電力上位20社 合計		4,859,886	79%
新電力 合計		6,141,467	-

(参考) 中国地方の電力需要量の実績

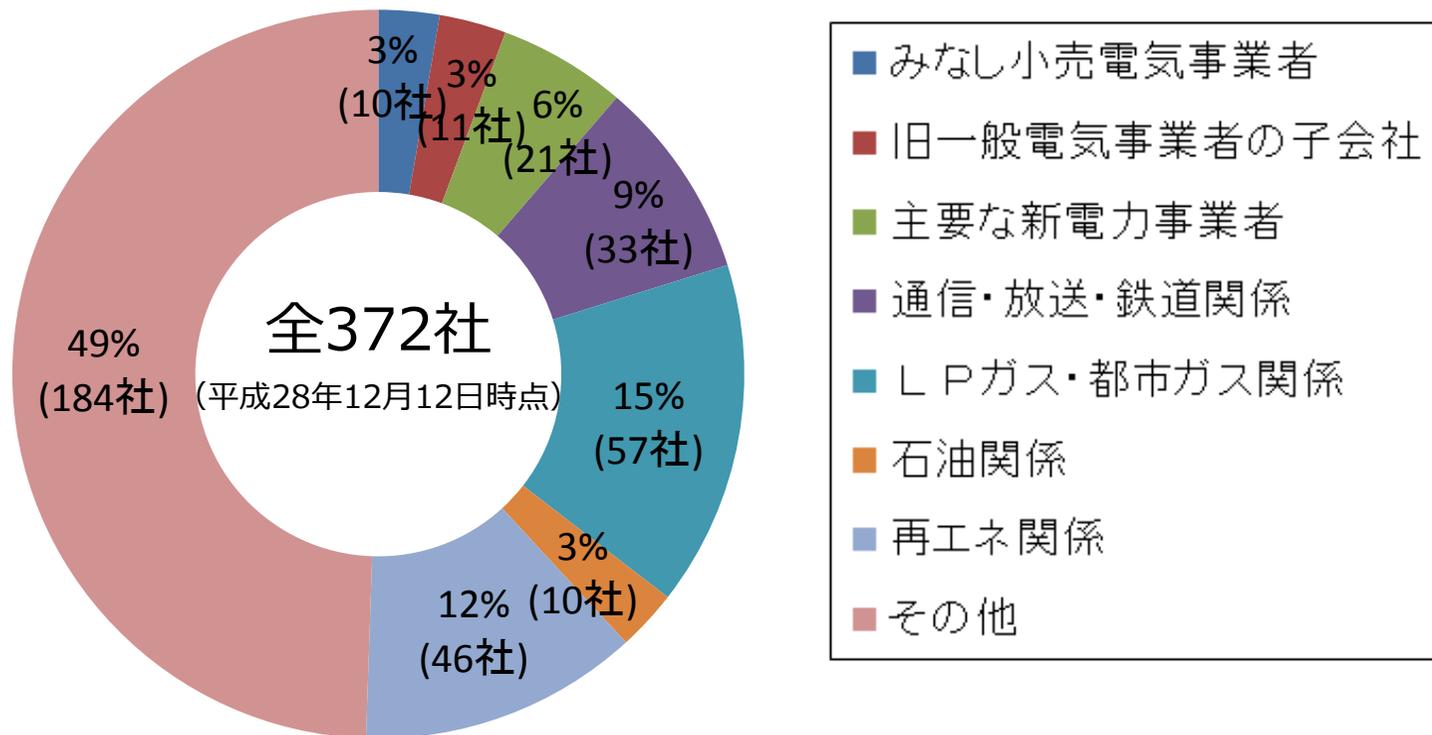
- 電力調査統計によると中国地方では約 40 社程度 (※) の小売電気事業者が電力の供給を行っている。
(※) 各県の小売電気事業者が重複無しとした場合。

都道府県名	低 圧(一般家庭向け)			当該月に需要実績のある 小売電気事業者数
	電力需要量 (MWh)	特定需要 (経過措置料金) (MWh)	自由料金 (MWh)	
鳥取県	132,002	78,270	53,732	8
島根県	164,676	96,556	68,120	8
岡山県	457,500	281,674	175,826	7
広島県	652,793	425,049	227,744	10
山口県	328,043	205,708	122,335	8
中国地方合計	1735014	1087257	647757	41



他業種からの参入状況

- 平成28年4月以降、他業種からの参入がある。
- 12月12日時点で372社の小売電気事業者が登録されている。内訳は以下を参照。



他業種との提携

- セット割の他にも、太陽光発電パネルメーカーによるパネル販売・再エネ電源調達・再エネ販売のシナジー効果を狙った参入や、複数の他業種との提携による販路確保など、様々な小売り電気事業者が現れ始めている。

シナジー効果

Loop

- ・東日本大震災後の2011年に設立し、太陽光発電所の設置に必要な部材をまとめたキットの販売を開始。
- ・太陽光パネルや架台などをセットにした同社製品「My発電所キット」の購入者のうち、出力52キロワット以上で首都圏・京阪神の家庭・法人から、固定買取価格（27円/kWh）より1円高く買い取るサービスを開始。
- ・①「My発電所キット」の購入を促進しつつ、②自然エネルギーを売りにした小売事業のための電源確保することが狙い。

My発電所キットの内容例

Loop多結晶ソーラーパネル



国産分電盤・ケーブル等電材



国産分電盤・ケーブル等電材



重ね式ボルト折板用架台



Loop HPより抜粋

複数他業種連携

イーレックス

- ・特別高圧・高圧分野で培ってきたノウハウを生かしながら、低圧分野でも顧客獲得による売上増を目指している。
- ・L Pガス会社（44社、潜在顧客155万戸）やニフティ（潜在顧客134万戸）、歯科用コンピュータシステムでトップシェアを持つノーザなど、様々な他業種とのアライアンスによる潜在顧客は個人・法人を含め約300万戸。
- ・タニタヘルスリンクとの提携により、健康と電気料金削減を結びつけるユニークな自社商品も展開している。

タニタ × イーレックス

あるく・ポトク・でんき

@nifty でんき

Powered by eREX Spark Marketing

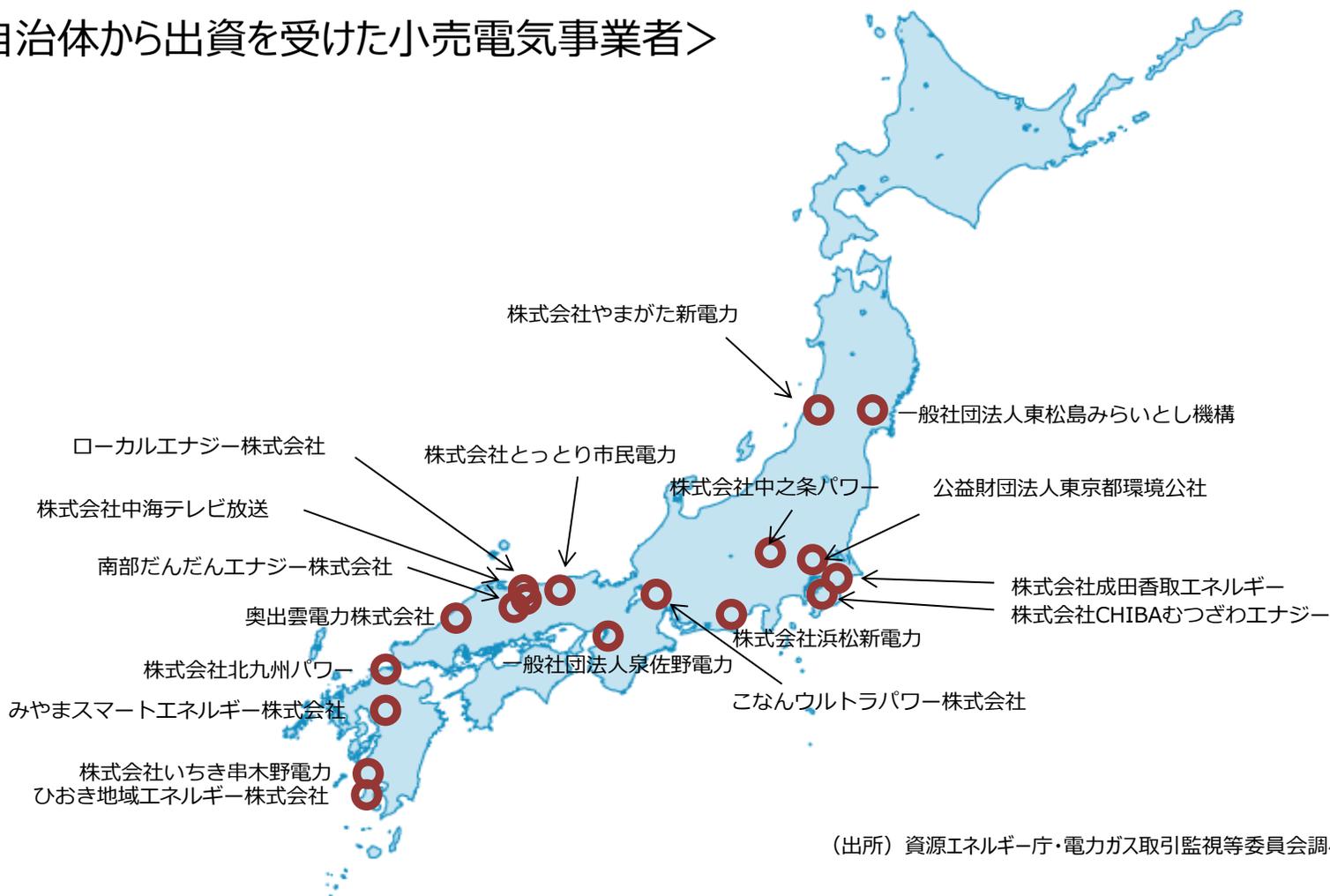
デンタルでんき

イーレックスHPより抜粋

自治体と連携したビジネスモデル

- 地域で事業を行う者には、自治体が出資を行う事例も増えており、自治体からの出資を受けた小売電気事業者は現在18者が存在している。

<自治体から出資を受けた小売電気事業者>



(出所) 資源エネルギー庁・電力ガス取引監視等委員会調べ (H28.10.11時点)

自治体と連携したビジネスモデル例

- 自治体の出資は、シンボリックな位置づけではなく、公共施設等の供給先確保、廃棄物発電・小水力発電等の供給力確保、需要家の信頼性確保、ファイナンス面等において重要な役割を果たしている。

ローカルエナジー株式会社（鳥取県米子市）

- ・電力小売全面自由化を見据え、平成27年12月に米子市及び地元企業5社の共同出資により設立。すべて地元資本で地域の経済循環に繋げている。
- ・市内のごみ焼却発電や太陽光発電等から電力を調達し、約8割が地産電源。
- ・米子市及び周辺市町村の公共施設へ電力供給を行うほか、一般家庭へは出資企業の1つである地元CATV事業者の「中海テレビ放送（米子市出資）」が電力供給を行う。

とっとり市民電力（鳥取県鳥取市）

- ・平成27年8月、鳥取ガス株式会社と鳥取市が共同出資し設立。市の施設との契約により小売の事業スキームの経験を積むことで、他の高圧顧客への事業展開をスムーズに行う（スタートアップ時に大きな意味を持つ）。
- ・鳥取市所有の太陽光発電に加え、新たに鳥取ガスの太陽光発電施設を10月に竣工。可能な限り地産地消を志向。
- ・平成28年12月より、取次店（鳥取ガス(株)、鳥取ガス産業(株)）を通じ一般家庭等への供給を開始。

株式会社成田香取エネルギー（千葉県成田市、香取市）

- ・平成28年7月、千葉県成田市、香取市の2市が共同で設立。2市が共同で公募を行った「地域電力会社共同出資者選定事業」のプロポーザルにより採択された(株)洗陽電機（本社：神戸市）が、(株)成田香取エネルギーの共同出資者として事業の運営に参画。
- ・2市の公共施設への電力供給による電力コスト削減、2市が所有する発電施設の売電収入の増加など、地域循環型社会を形成していくための活動を推進。
- ・2市で取り組む地域電力会社は国内で初の事例。

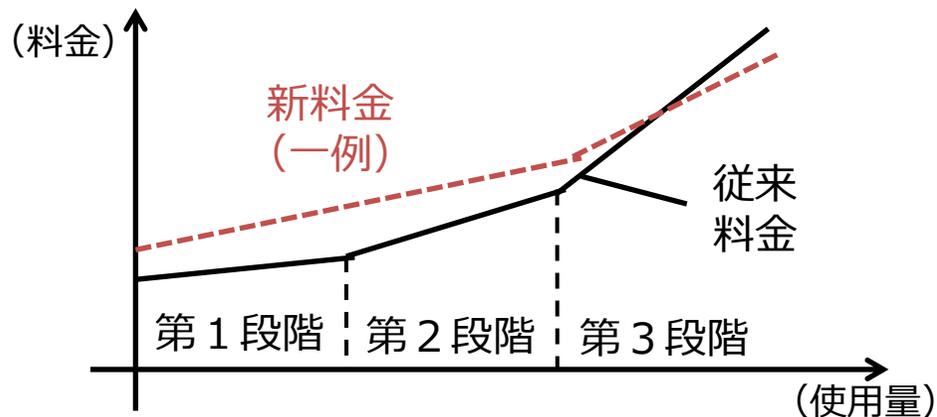


(写真の左から、香取市 宇井市長、成田市 小泉市長、(株)洗陽電機 乾社長 ※平成28年7月 調印式)

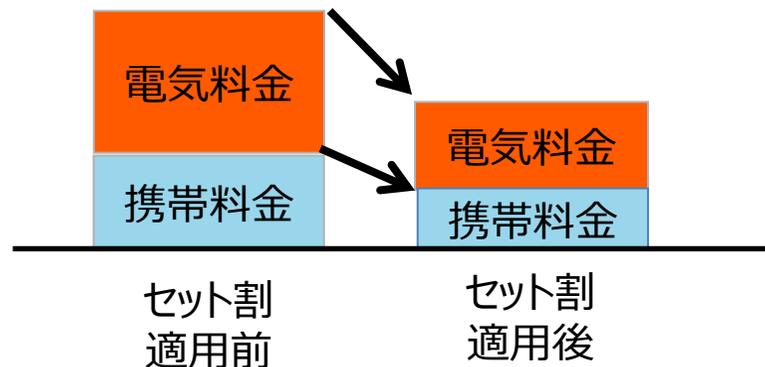
新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、
①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

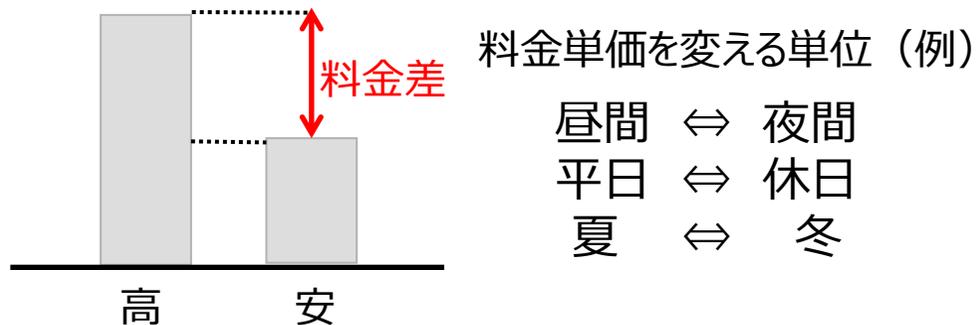
- ①段階別料金（各電力会社 等）
→従来とは異なる従量料金体系を導入



- ②セット割（東京ガス、ソフトバンク 等）
→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施

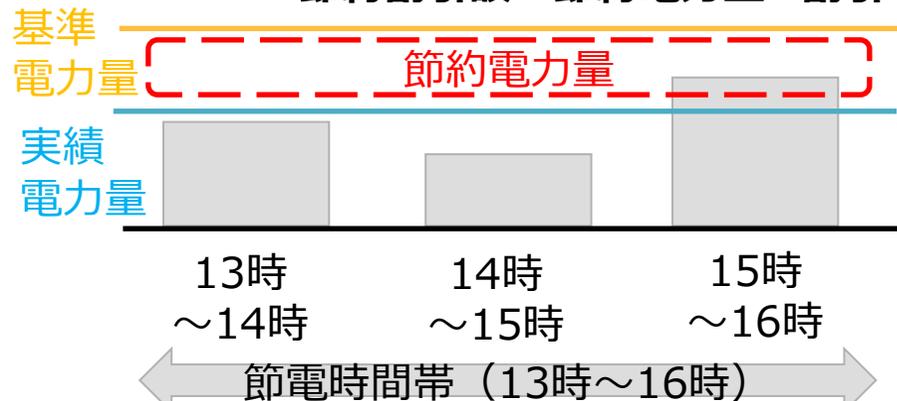


- ③時間帯別料金（各電力会社 等）
→時間帯に応じて、料金差を付ける



- ④節電割引（北陸電力）
→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

$$\text{節約割引額} = \text{節約電力量} \times \text{割引単価}$$



選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 1 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

完全従量料金

Loop

- ・基本料金を0円とし、完全従量制の電気料金プランを提供。家族世帯、店舗・事務所など、契約アンペア数が高く、電力使用量の多い需要家に有利（低圧電力は対象外）。
- ・北海道・東北・東京・中部・関西・中国・九州エリアなど、全国の多くのエリアにおいて同料金プランを提供。

完全従量料金

ケイ・オプティコム

- ・消費者にとっての分かりやすさを重視し、1段階料金（25.92円/kWh）のメニューを提供。電気使用量の多い層がターゲット（現状では切替えメリットの分岐点は400kWh程度（基本料金無料キャンペーン終了後））。

地産地消

湘南電力（神奈川県平塚市）

- ・新電力のエンナリスとプロサッカーチーム「湘南ベルマーレ」の運営会社が出資。売上げに応じて湘南ベルマーレや地元活性化に資金を還元することで、住民やサポーターの取り込みを狙う。
- ・電源は県内のメガソーラー等から調達。初年度は49%を県内の太陽光と小水力発電所で作った電気で賄う予定。中長期的には全量を神奈川県産にすることを目指す。
- ・消費者が①サッカーチームに還元する「湘南ベルマーレ応援」、②地域の防災・環境に還元する「湘南ライフスタイル応援」、③地場産業活性化に還元する「地域活性化応援」の3つのプランから1つを選ぶと、電気料金の1%がNPO等に寄付される。



平成28年度の電源構成見込み
(H28/4/1 ~ H29/3/31)

湘南電力HPより抜粋

選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 2 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

再エネ

SBパワー

- ・同じSBグループのSBエナジーが保有する発電所も活用しながら、北電・東電・関電エリアにおいて再生可能エネルギー（FIT電気）比率約60%の「FITでんきプラン」を提供。



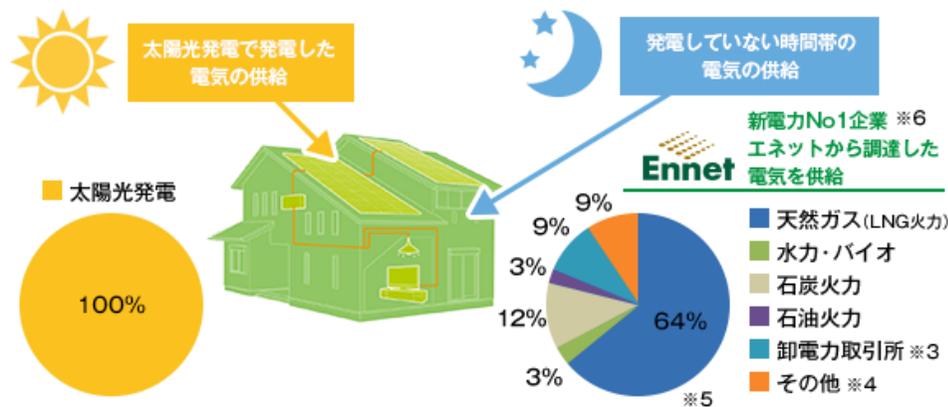
再エネ

じぶん電力

- ・契約者宅の屋根に太陽光発電設備を初期費用ゼロで設置する。日中、太陽光発電で作った電気はそのまま契約者宅で使われ、使った分を電気料金としてエコシステムに支払う。夜間など太陽光発電が動いていないときは、エコシステムが外部から調達した電力を供給する。
- ・災害などの大規模停電時、太陽光発電は非常用電源として無料で使える。20年の契約期間終了後、太陽光発電設備は契約者に無償譲渡される。
- ・消費者は、送電線を通った「混ざった」再生可能エネルギーではなく、自宅の屋根で発電した電気を自分の家で直接使うことができる。



S BパワーHPより抜粋



じぶん電力HPより抜粋

選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 3 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

電気の見える化 KDDI

・「auでんきアプリ」を需要家がダウンロードすることにより、日々の電気の使用量だけでなく、ビッグデータ分析を組み合わせることで電気料金を予測し、電気の使い過ぎを知らせたり、最適な節電方法をアドバイスしたりするサービスを提供。

auでんきアプリ画面



KDDI HPより抜粋

見守りサービス 九州電力・九電みらいエナジー

- ・本人が関東に住んで九電みらいエナジーと契約し、家族（両親・祖父母など）が九州に住んで九州電力と契約している場合、「九州親孝行サポート」を選択可能。
- ・スマートメーターを使い、1人暮らしの高齢者等の家族に電気の使用状況の異常を知らせる「みまもりサポート」を実施。30分毎の電気使用量を調べて、起床や就寝等の時間を把握し、普段と異なれば家族に電子メールで通知する。
- ・さらに、九州に住んでいる家族に連絡が取れないなど心配な状況が発生した時、九州電力のサービススタッフが24時間365日、家族の家に駆けつけ、状況を確認。

みまもりサポート（九州親孝行サポートの1つ）



九電みらいエナジーHPより抜粋

選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 4 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

スポーツ応援

中国電力

- ・地元の野球チーム（広島東洋カープ）とコラボレーションし、カープの成績に応じて中国電力のエネルギーポイントが付与される「カープ応援メニュー」を開始。

(例) 公式戦 1 勝	→	1 ポイント進呈
年間成績優 優勝	→	10 ポイント進呈
2 位	→	5 ポイント進呈
3 位	→	2 ポイント進呈

- ・他にも、「黒田投手が日米通算200勝で100ポイント」（抽選）などユニークなイベントも実施。
- ・さらに、地元のサッカーチーム（サンフレッチェ広島）ともコラボレーションし、同チームの試合結果・年間総合成績に応じてエネルギーポイントが付与されるサービスを開始。

広島カープ



サンフレッチェ広島



© 1992 S.F.C

中国電力HPより抜粋

環境保全

丸紅新電力

- ・スタジオジブリと組んで、電気料金の一部を森と緑の保全活動に充てる「プランG」を開始。具体的には、映画「となりのトトロ」の舞台となったとされる東京都と埼玉県にまたがる狭山丘陵の自然と里山の景観を保全するために公益財団法人トトロのふるさと基金が行う「トトロの森ナショナルトラスト活動」を支援。
- ・プラン加入者には、スタジオジブリ監修のオリジナル一輪挿しを贈呈。

狭山丘陵



オリジナル一輪挿し



丸紅新電力HPより抜粋

(参考) 中国電力の一般家庭向け料金メニュー (電灯契約)

- 中国電力では一般家庭向けに「ぐっとずっと。プラン」という4つのプランを用意している。

これから電化住宅にお住まいになる
お客さまにおすすめ。

ぐっとずっと。プラン

電化Styleコース

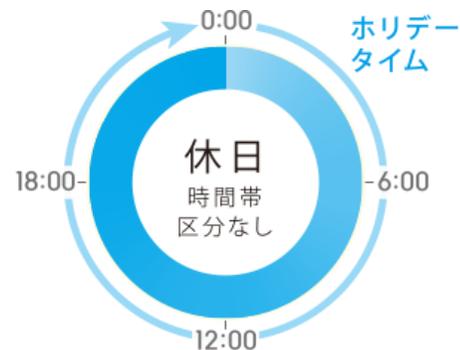
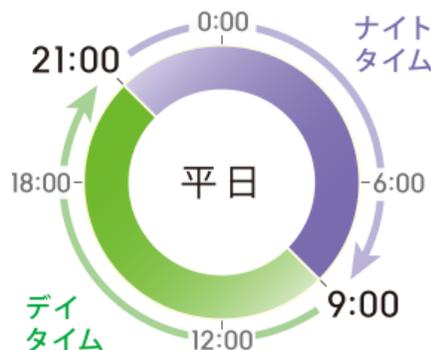
これから電化住宅にお住まいになるお客さまにおすすめの新コースです。
また、電気給湯機等をご使用で、電気のご使用料が比較的多いお客さま(月平均ご使用電力量400kWh超過)にもおすすめです。
ナイトホリデーコースと同様に、電気を使用する時間帯を工夫して、夜間・休日にご利用いただくほど電気料金がおトクになります。

夜間や休日に電気をたくさん使う
お客さまにおすすめ。

ぐっとずっと。プラン

ナイトホリデーコース

電気料金がおトクな夜間時間帯を拡大し、休日にも割安な料金を適用する新コースです。
電気を使用する時間帯を工夫して、夜間・休日にご利用いただくほど電気料金がおトクになります。



電気をたくさん使う
お客さまにおすすめ。

ぐっとずっと。プラン

シンプルコース

電気をたくさん使っても料金単価が変わらない
シンプルなコース



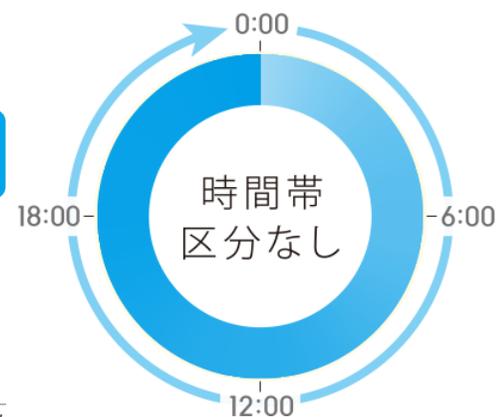
電気料金を少しでも安くしたい
お客さまにおすすめ。

ぐっとずっと。プラン

スマートコース

電気料金が年間約1,300円 ※おトクに!
「ぐっとずっと。プラン」の基本コース

※従量電灯Aとの比較



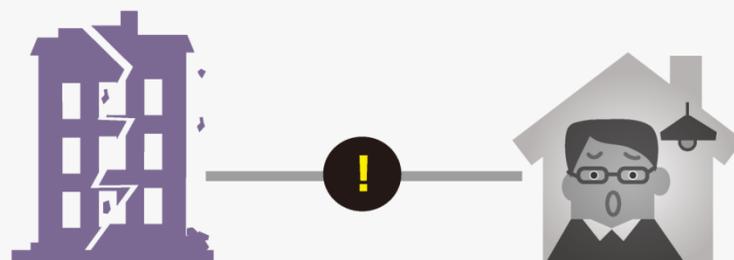
変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い



電力会社を変えると、停電の頻度や電気の質が変わってしまう

49%



契約する会社が倒産すると、電気の供給が直ぐに止まる

56%



変更する際は、現在の電力会社と、変更先の電力会社の両方と手続きをしなければいけない

50%



スマートメーターを設置すると費用が発生する

54%

変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い

正解は…

**電力会社を変えても、
停電の頻度や電気の質は同じです。**

電力会社を変えると、停電の頻度や
電気の質が変わってしまう

49%

正解は…

**新たな供給元が見つかるまでの間は、
地域の電力会社から供給されるので、
直ぐに止まることはありません。**

契約する会社が倒産すると、
電気の供給が直ぐに止まる

56%

正解は…

**原則変更先の電力会社に
申し出るだけで大丈夫です。**

変更する際は、現社の電力会社と、
変更先の電力会社の両方と
手続きをしなければいけない

50%

正解は…

原則費用はかかりません。

スマートメーターを設置すると
費用が発生する

54%

変更した人の声

変更した人の満足度は、概ね高い



手続きが簡単だった

82%



所要時間30分未満

60%



月々安くなった

56%



満足度は「自分がほしいレベル以上」

89%

はじめの一歩アクション

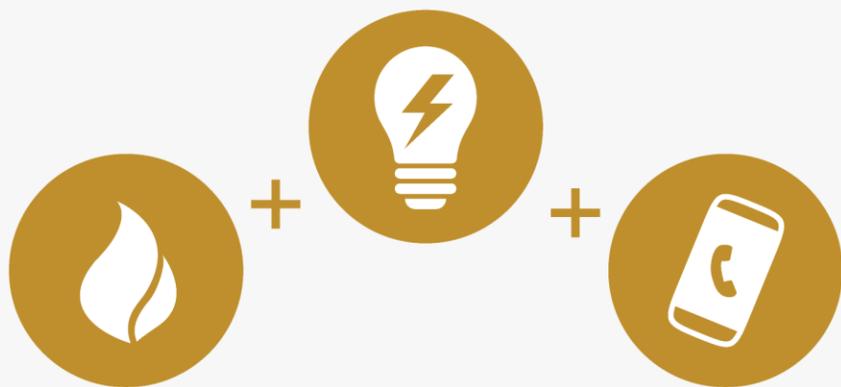
変更を検討するにはまずはこんなアクションから



料金比較サイトをチェックしてみる



お住まいのエリアの
電力会社一覧情報を確認する



家の中の他のインフラと組み合わせる



自分のライフスタイルを考えて
最適なプランを知る

電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①氏名、②現在契約を結んでいる電力会社名(=切替前の購入先)、③お客様番号、④供給地点特定番号、⑤切替希望日が必要。

④供給地点特定番号

(本年1月以降の請求時に記載)

- ✓ 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
- ✓ ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

電気ご使用量のお知らせ		電気料金領収証 (平成27年12月分)	
中電 太郎 様		中電太郎 様	
ご契約番号 1000-00000000-1		ご契約番号 1000-00000000-1	
今月検針日 1月 4日		ご使用期間 12月 1日～ 1月 3日 (日数34日)	
翌月検針日 2月 1日		早収期限日 1月25日 振替予定日 1月14日	
ご使用量	XXX kWh	ご請求予定額	X, XXX 円
【使用量実績】	前月(XXX日) XXX kWh	うち消費税等相当額	XXX 円
	前年同月(日) kWh	うち再エネ発電賦課金	XXX 円
◎ご請求予定額は、ご契約の変更等で、実際のご請求額とは異なる場合がありますのでご了承ください。			
今月指示数	XXXX	◎上記金額をご指定口座から 12月10日に領収させていただきました。 本誌により料金を申し受けることはありません。	
前月指示数	XXXX		
メーター番号	123	中国電力株式会社	
燃料費調整率	0～15kWhまで 18kWh以上の1kWh	印税申告納 付につき広島東 税務署承認済	
1月分	X, XX 円	電力株式会社 本店 営業所	
	X, XX 円	検針員 ○○○○	
供給地点 特定番号	070100000001010000000	お問い合わせ先電話 XXXX-XXX-XXX (カスタマーセンター) 裏面もご覧ください。	

①氏名

- ✓ ご契約者は誰か。請求書にどのように記載されているか(漢字、カタカナか等)

②現在契約を結んでいる電力会社名

小売電気事業者の説明義務

- 電気を販売するすべての「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。

契約締結をする際の事業者の説明義務

(主な説明義務内容)

✓ 料金などの供給条件

(電気供給はいつからか、契約期間はどうか、毎月の電気料金はいくらか、どうやって算定するか 等)

✓ 設備費の有無

(必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか)

✓ 解約時の解約金等

(契約期間内の解約の制約はあるか、解約手数料などは発生するか)

電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？解約手数料などは発生しないのか？ など

万が一、悪質な事業者がいたら

例えば・・・

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』とって営業をしている事業者がいる」

「『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから1年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と〇〇のセットにすれば安くなる』と言われ、求めている商品セット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」 など悪質な事業者がいたら・・・



「経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口」まで、ご連絡ください！

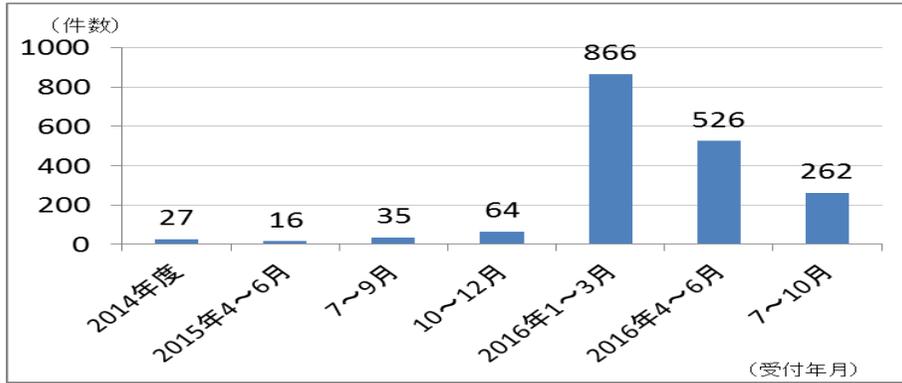
電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）

メール：dentorii@meti.go.jp

消費者の皆様からの相談の状況（平成28年10月末時点）

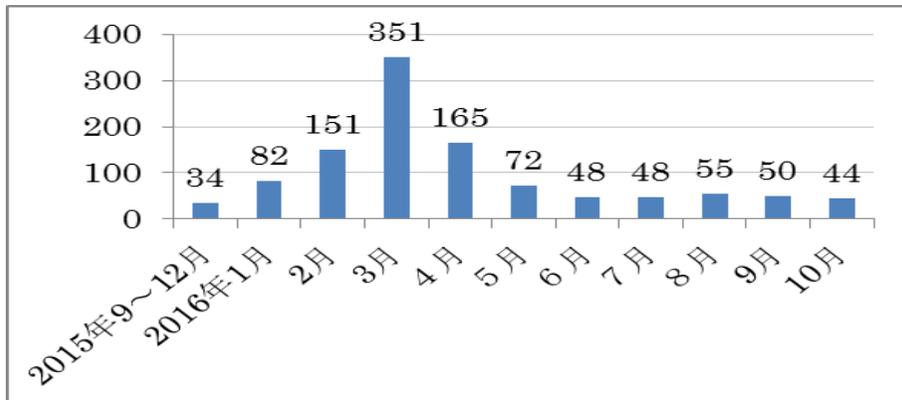
- 小売全面自由化開始直前に最も相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に関する相談や料金支払いに関する相談が増加。

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移



※平成28年10月31日までに登録されたデータ

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



※平成28年10月31日までに登録されたデータ

相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった。

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることとなります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。

◆新しい電力会社から電気を購入する契約を結んだが、何か月も電気料金の請求が来ない。

⇒東京電力パワーグリッドのシステム不具合などにより、一部の使用者に請求書が届けられないなどの事態が発生しています。支払い方法の相談や状況の詳細の確認等については、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替を申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることはできないと言われてしまい、悩んでいる。

⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

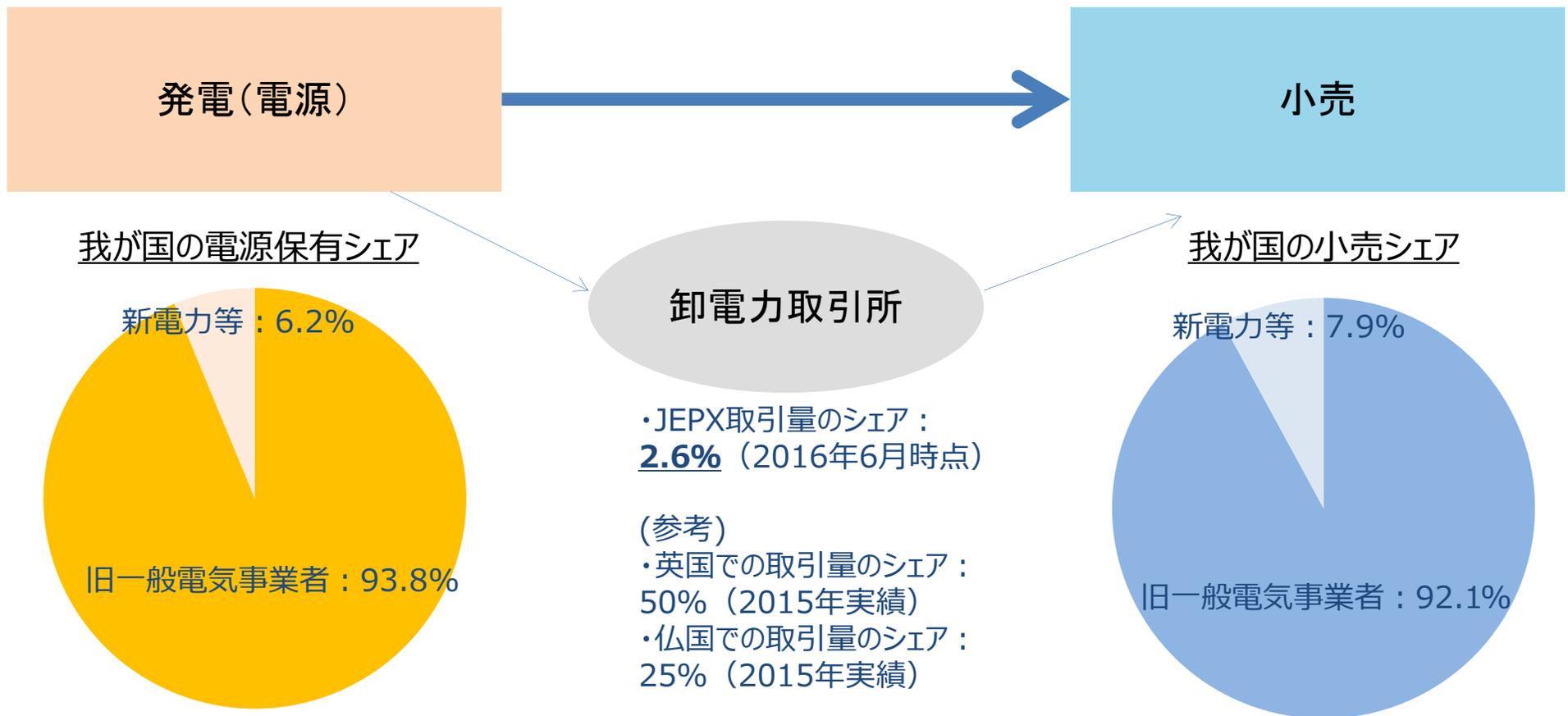
参考資料

「電力市場の概況」

我が国の電力市場の概況

- これまで、旧一般電気事業者による①余剰電力の取引所への自主的な供出、②平均発電原価による新電力への一定量の電気の卸売り（常時バックアップ）等の取組が行われてきたが、効果は限定的。
- その背景としては、我が国の電源の太宗は旧一般電気事業者が保有し、その発電する電気の大部分が旧一般電気事業者の小売部門に供給されているため、卸電力取引所を経由する取引は極めて少ない等、新電力の調達できる電源は限られていることが考えられる。

我が国における電源及び小売のシェア



※電源保有シェアは電力調査統計等を下に電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成。小売シェアは2016年8月時点。

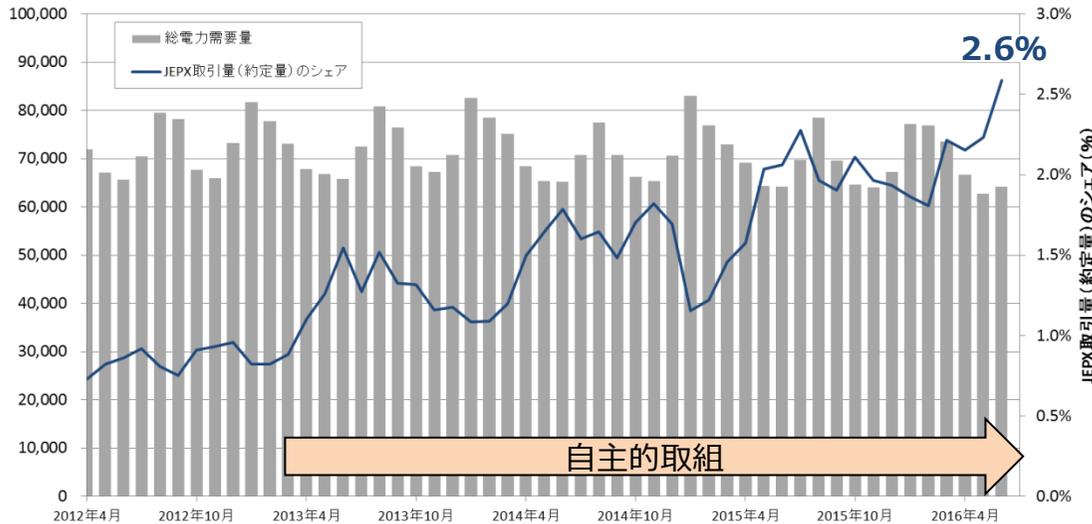
取引所取引の現状

- 旧一般電気事業者による自主的取組が行われるものの、取引所取引は我が国の電力需要に対し2.6%程度と、海外諸国に対し低い水準に留まっている。

日本での取引所取引量の推移 (2015年度)

- 自主的取組から3年が経過し、取引量は増加傾向にあるものの、取引所シェアは依然2.6%の水準に留まっている。

JEPX取引量(約定量)のシェアの推移
(2012年4月～2016年6月)



(参考) 海外の取引所取引の状況

- 英国では、近年事業者の自主的取組等により50%程度まで取引所シェアが高まっている。



- 仏国では近年まで取引所シェアは12%程度であったが、取引所価格低下等により2015年で25%程度に急増。



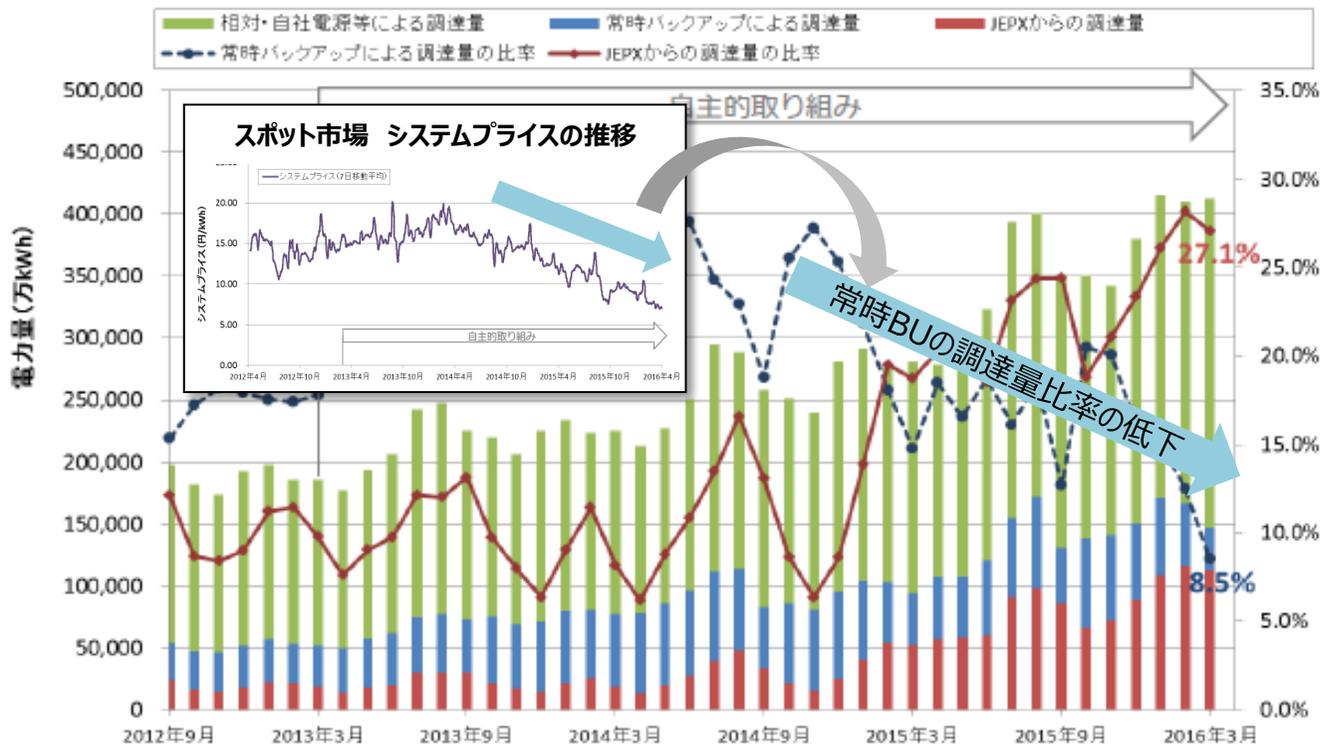
常時バックアップ

- 全面自由化直後の現在では、新規参入者にとって常時バックアップは、卸電力市場が十分に発展していない現状においては一定の機能を果たしている。現状では取引所との差し替えという現象がみられ、価格等の観点から本来のベース電源アクセスの意義に沿ったものとなっているかの分析・検討が必要と考えられる。

常時バックアップ（BU）の活用状況

- 新電力の常時バックアップによる調達量の比率は近年下落傾向であり、2016年3月時点では8.5%へと下落し、代わりにJEPXからの調達量が増加している。
- これは、スポット市場でのシステムプライスの下落に伴い、新電力が常時バックアップから取引所調達へと移行しているためと考えられる。

新電力の電力調達の状況
(2012年9月～2016年3月)



常時バックアップの意義と課題

意義

- 新規参入者にとって新規発電所建設、相対契約等によるアクセスが困難と考えられるベース電源代替として、現状では競争環境上重要な機能を担う1。

今後の検討の視点

- 現状のスポット価格帯において常時BUから取引所取引へ移行が見られ、本来可変費が安価で高稼働が基本となるベース電源としての活用形態とは異なっている可能性あり。
- 価格形態がベース電源代替に見合ったものとなっているかの検証が必要。

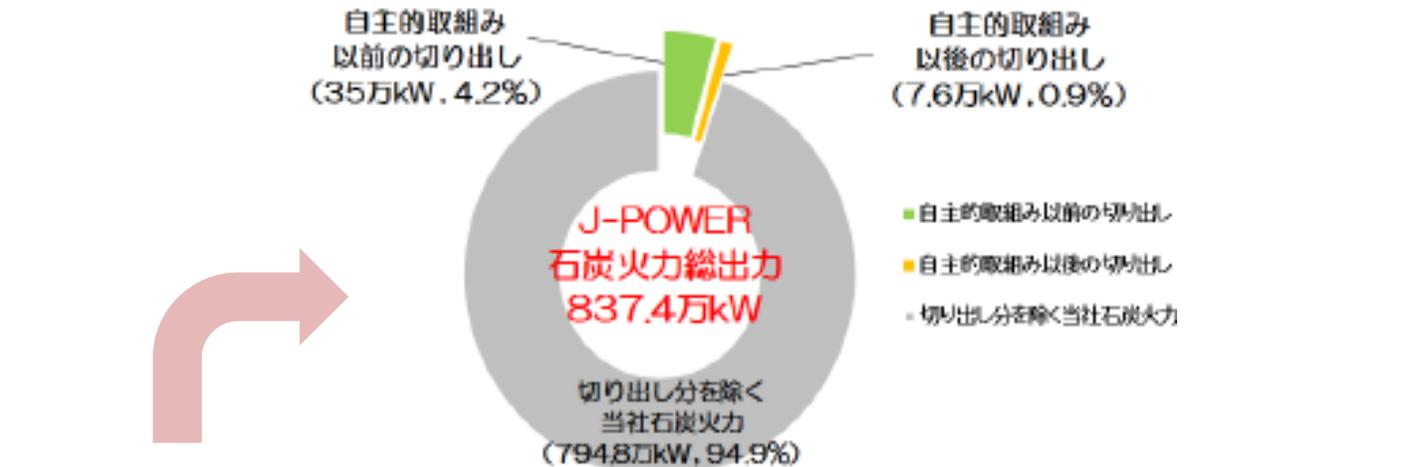
1. 他方、「適正な電力取引についての指針」にもあるとおり、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。

電発電源の切出し

- 旧一般電気事業者による自主的取組により電源開発の切出しが表明されているものの、その切出し量は電源開発の電源の一部。また、その一部の中でも、需給緩和や収支改善等が必要とされ、切出しが進まない状況。今後、切出しの加速や水力も含めた更なる切出しについての推進が必要。

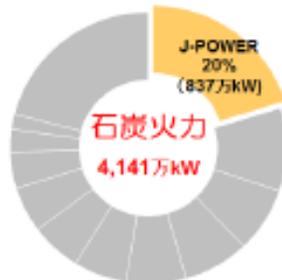
電源開発電源の切出し状況

- 旧一般電気事業者からの電発電源の切出しは、需給緩和や収支改善等が必要とされ、大幅な進展は見られない。



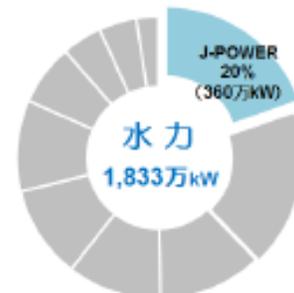
注) 2016年3月末時点(切り出し量は2016年4月開始分含む)

(参考) 石炭火力 発電設備出力シェア



注) 2015年3月末現在 (J-POWERのみ2016年3月末時点)
出典) 資源エネルギー庁「電力調査統計」

(参考) 一般水力 発電設備出力シェア



注1) 2015年3月末現在 (J-POWERのみ2015年4月1日時点)
注2) 純揚水・混合揚水を除く
出典) 「平成27年度版 電気事業便覧」

水力切出しも協議を始める表明されているが、切出しは未実施

電発電源の切出し表明状況

- 旧一般電気事業者による自主的取組の改善が表明され、追加の電発切出しの検討が進められている状況。

第8回制度設計専門会合資料より抜粋

④ 電発電源の切出し

- 切出しが進まない各社は、切出し要件を明確化。切出しの実現までは、電発受電分の一部を市場に供出する玉出しを表明。また、切出し済の各社においても、水力切出しや追加切出しの協議、玉出しの検討を表明。

	切出し量	切出しの要件	追加の取組
北海道電力	切出し対象となる石炭火力の卸供給契約なし		<ul style="list-style-type: none"> ● 水力の切出しについて課題等を社内整理していく。切出しの可否および実施時期の判断には、安定した需給状況が継続して確保されることが必須だが、電源開発からの具体的な条件等を伴う申出があれば、速やかに協議を行う
東北電力	検討・協議中（5～10万kW程度**）	原子力の2基再稼働による緊急設置電源の廃止後	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力再稼働までは、H29年度より毎年の需給状況に応じて、一定量、一定期間の切出しを実施する方向で協議を進める
東京電力	3万kW*を切出し済み（H28.4より）		<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし
中部電力	1.8万kW*を切出し済み		<ul style="list-style-type: none"> ● 制度設計専門会合の議論状況も踏まえ、電源開発から更なる切出しを要請された場合には真摯に協議に応じる
北陸電力	検討・協議中（5万kW**の一部）	志賀2号機の再稼働による需給状況の改善後	<ul style="list-style-type: none"> ● 原子力再稼働前でも、需給状況が厳しくない時期には、数千kWをスポット市場に玉出しすることを検討中（一部、実質的には既に実施済）
関西電力	35万kW**を切出し済み		<ul style="list-style-type: none"> ● 特になし
中国電力	1.8万kW*を切出し済み		<ul style="list-style-type: none"> ● 電発電源の可変費相当での玉出しを数万kW実施。また、この玉出しを拡大予定。更なる切出しについては、原子力の再稼働による需給の改善状況等を総合勘案した上で、協議を進める
四国電力	検討・協議中（2～3万kW*）	H28年度中の伊方3号機再稼働を前提に、H29年春頃より	<ul style="list-style-type: none"> ● 再稼働後の切出しに加え、さらに電発電源を活用したスポット市場への玉出しを、数万kW実施する方向で詳細検討を進める
九州電力	検討・協議中（過去実績相当1.5万kW*）	収支・財務状況の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 玄海再稼働後の収支影響等を踏まえ、引き続き協議・検討 ● それ迄は、数万kWの玉出しを実施中
沖縄電力	1万kW*を切出し済（H28.4より）		<ul style="list-style-type: none"> ● （今回詳細のヒアリングは実施せず）

注：切出しとは契約変更を伴う不可逆な切り離し等により電発が売電先を決め、玉出しとは契約は維持し受電した電気事業者が取引所へ入札する形態。

*：送端出力、**：発端出力

1. 電力の小売全面自由化について

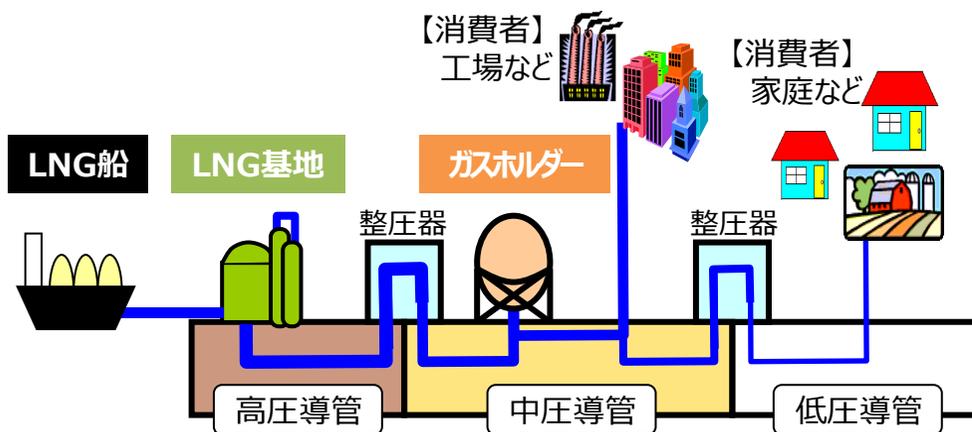
2. **都市ガスの小売全面自由化について**

日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

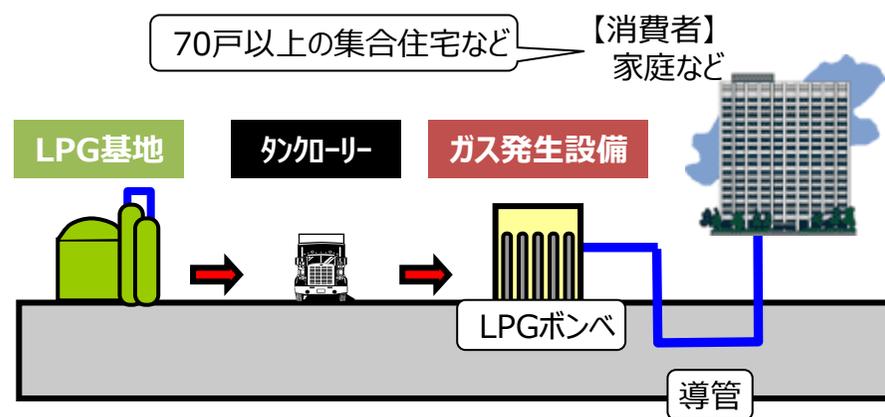
①都市ガスの供給イメージ

来年4月より自由化



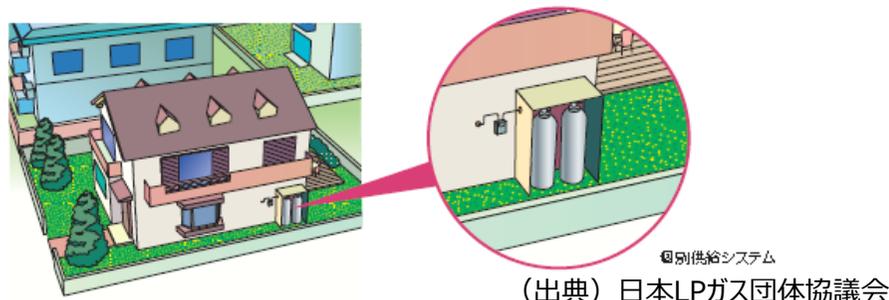
②簡易ガスの供給イメージ

来年4月より自由化



③LPガスの供給イメージ

既に自由化

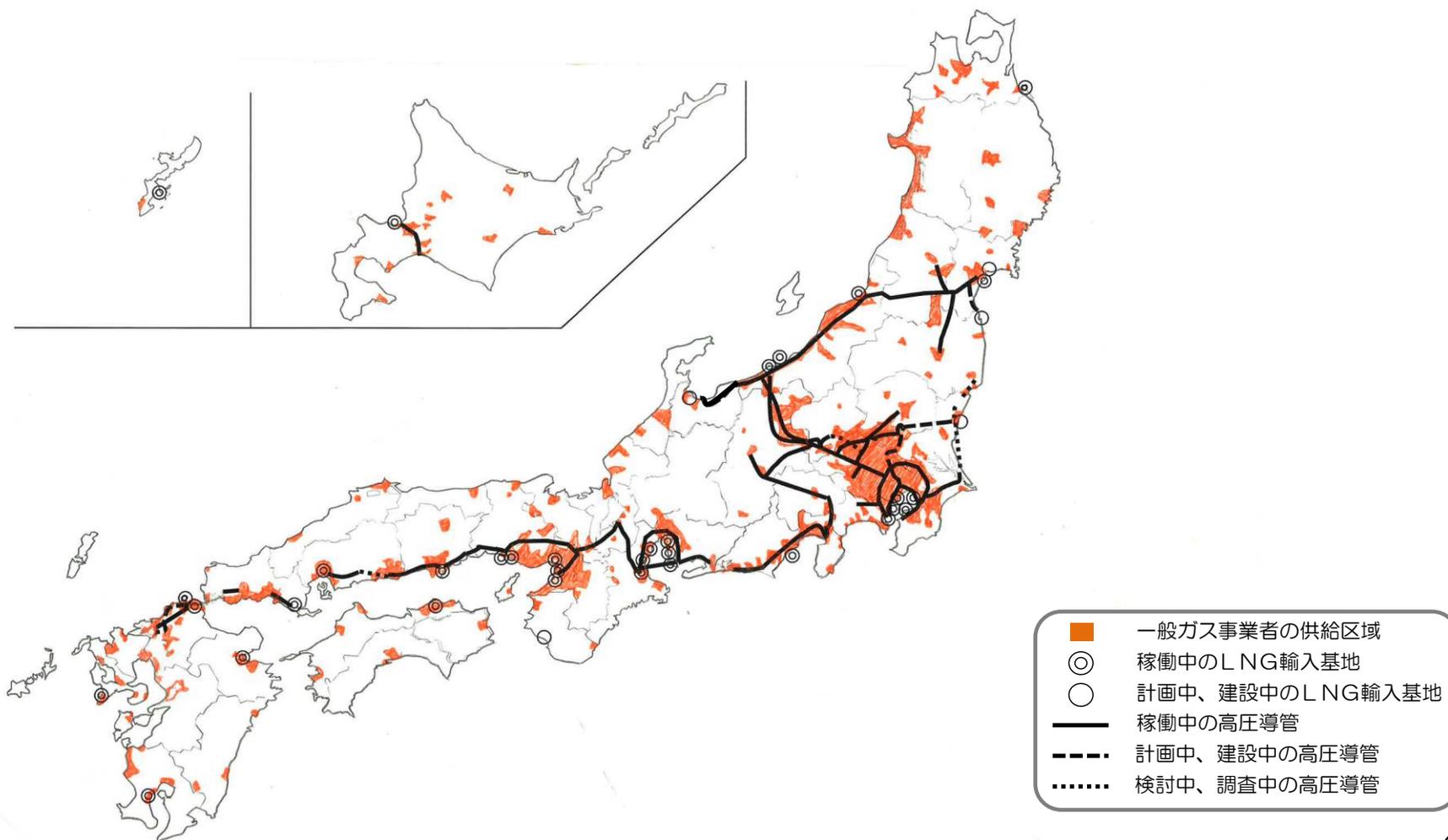


■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億 m^3 /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億 m^3 /年
③LPガス	約2,450万件	68億 m^3 /年

一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

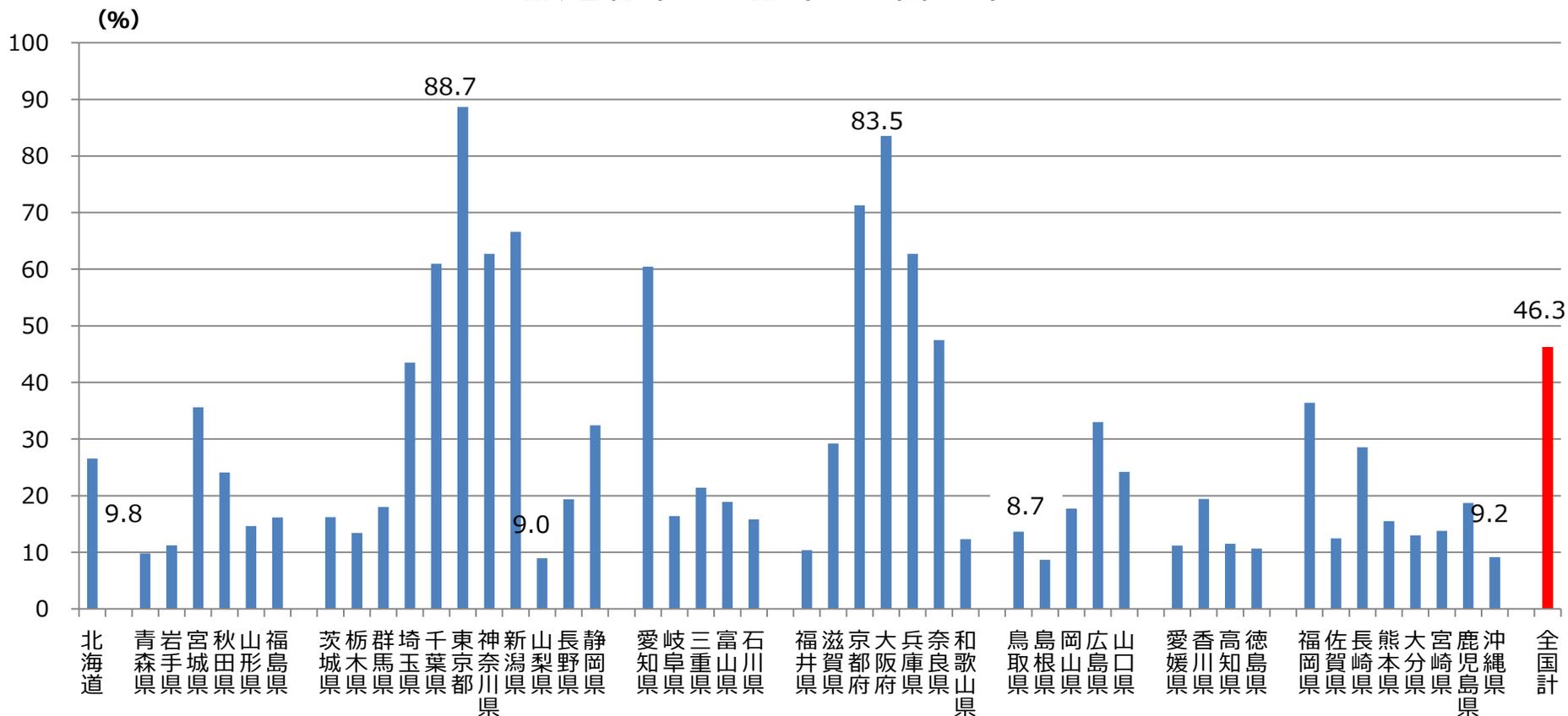
- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約 6 %。
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約 3 分の 2)
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。



都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約46%（平成26年度末）。
- 東京や大阪は80%を超えるものの、10%を下回る道府県が多い。

都道府県別 都市ガス普及率

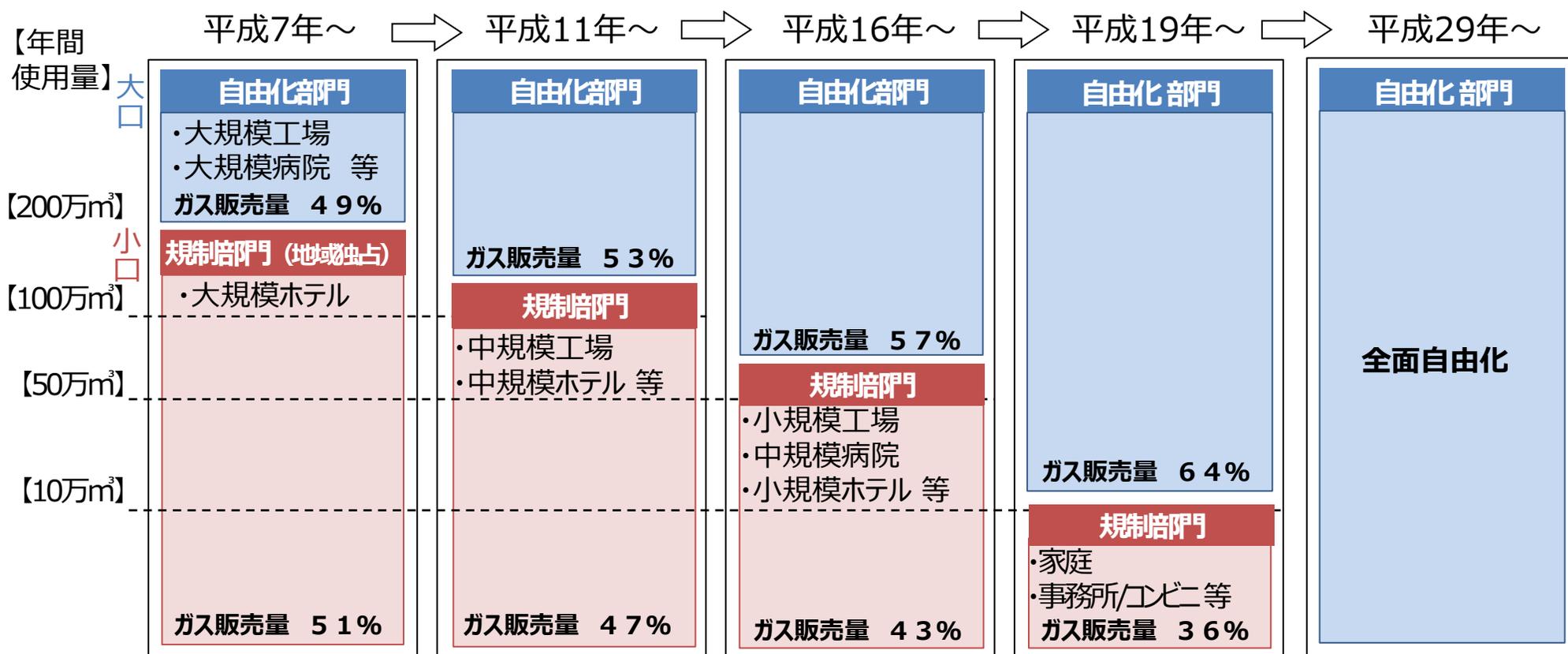


(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

(出所) ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 来年（平成29年）4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。

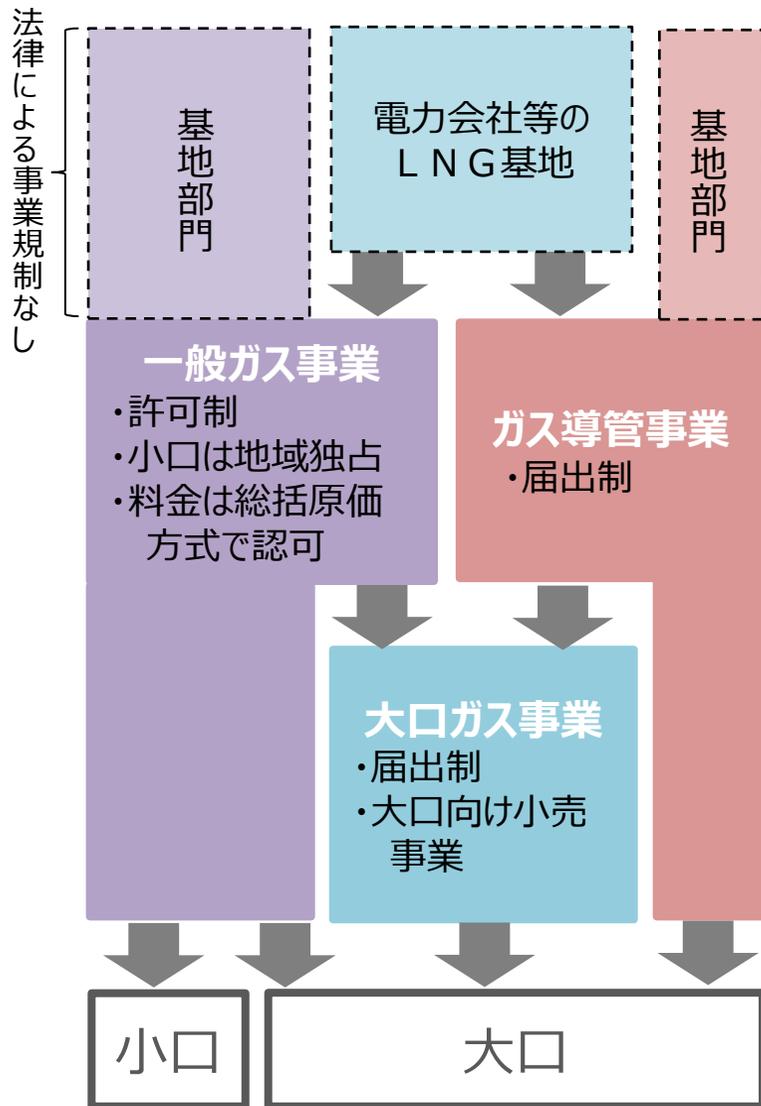


(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展してない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

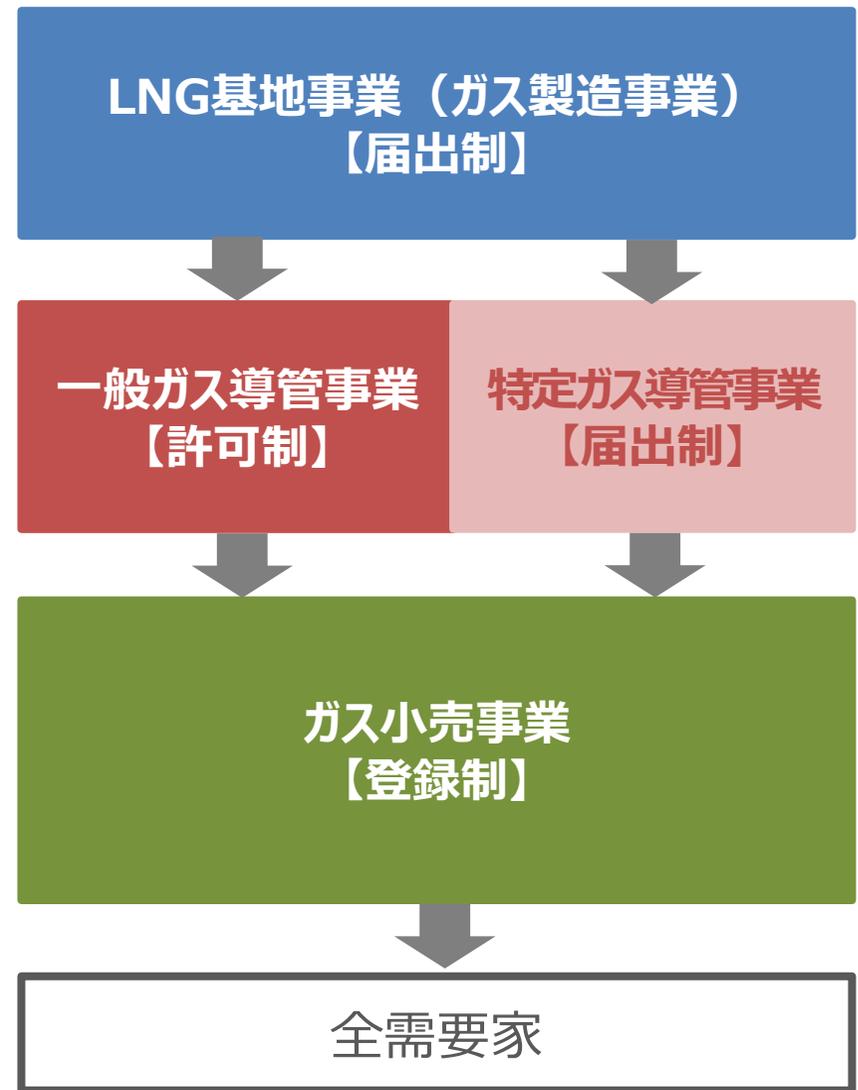
(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口(併合販売量)の割合(平成26年度実績)。

(参考) 小売全面自由化後の事業類型

【現在の事業類型】



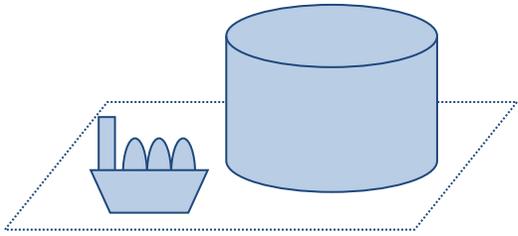
【小売全面自由化後(平成29年4月以降)の事業類型】



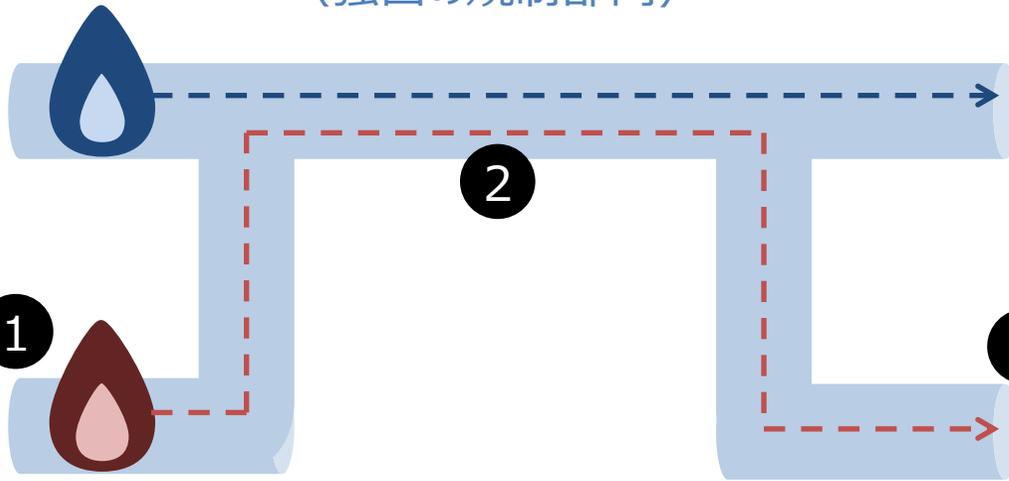
ガス導管部門の中立化

- 誰でも公平・平等に導管網を利用できるよう、導管部門を独立。
- 特に、需要家が多く大規模導管を持つ大手3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）については、導管部門と基地・小売部門とを別会社化（法的分離；2022年4月～）。

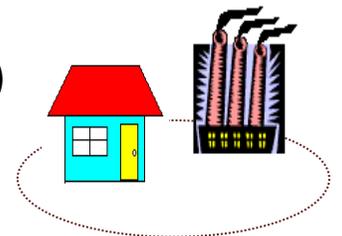
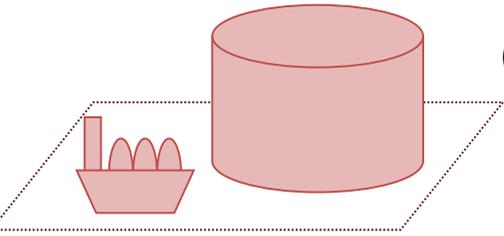
都市ガス会社AのLNG基地



都市ガス会社Aのガス導管
(独占の規制部門)



都市ガス会社Aの需要家



新規参入事業者BのLNG基地

新規参入事業者Bの需要家

1

中立性を損なう
懸念の例

自社の基地からのガスの送出を優位な条件で受け入れ

2

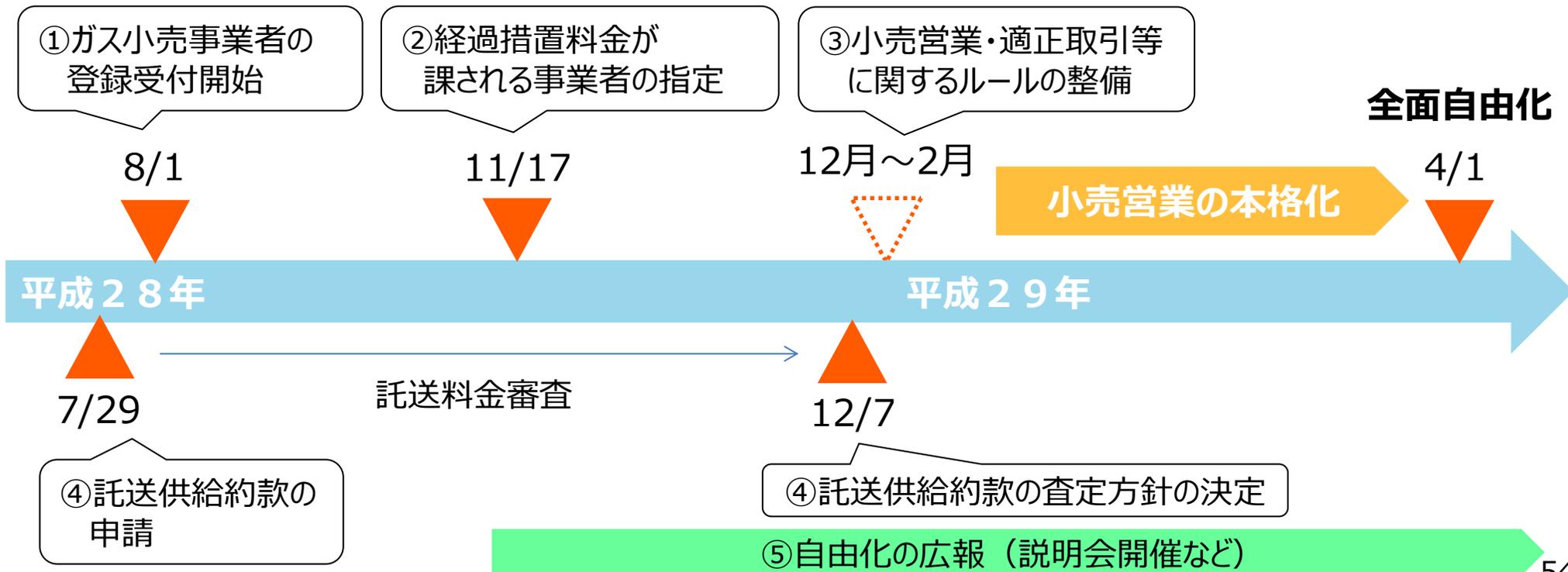
自社のガス輸送には託送ルールが適用されず、自社に有利な条件を適用

3

導管事業で知り得た情報を自社営業に目的外利用

ガスの小売全面自由化（来年4月）に向けた取組

- ①小売事業者の登録の審査 → これまでに10社が申請、8社（関電、東電、中電等）が登録
- ②経過措置料金（規制料金）が課される事業者の指定の審査 → 12事業者を指定
- ③小売営業・適正取引等に関するルールの整備
- ④託送供給約款・託送料金（ガス導管の利用ルール・利用料）の審査 → 査定方針決定
- ⑤自由化の広報



(参考) ガス小売事業者の登録状況について

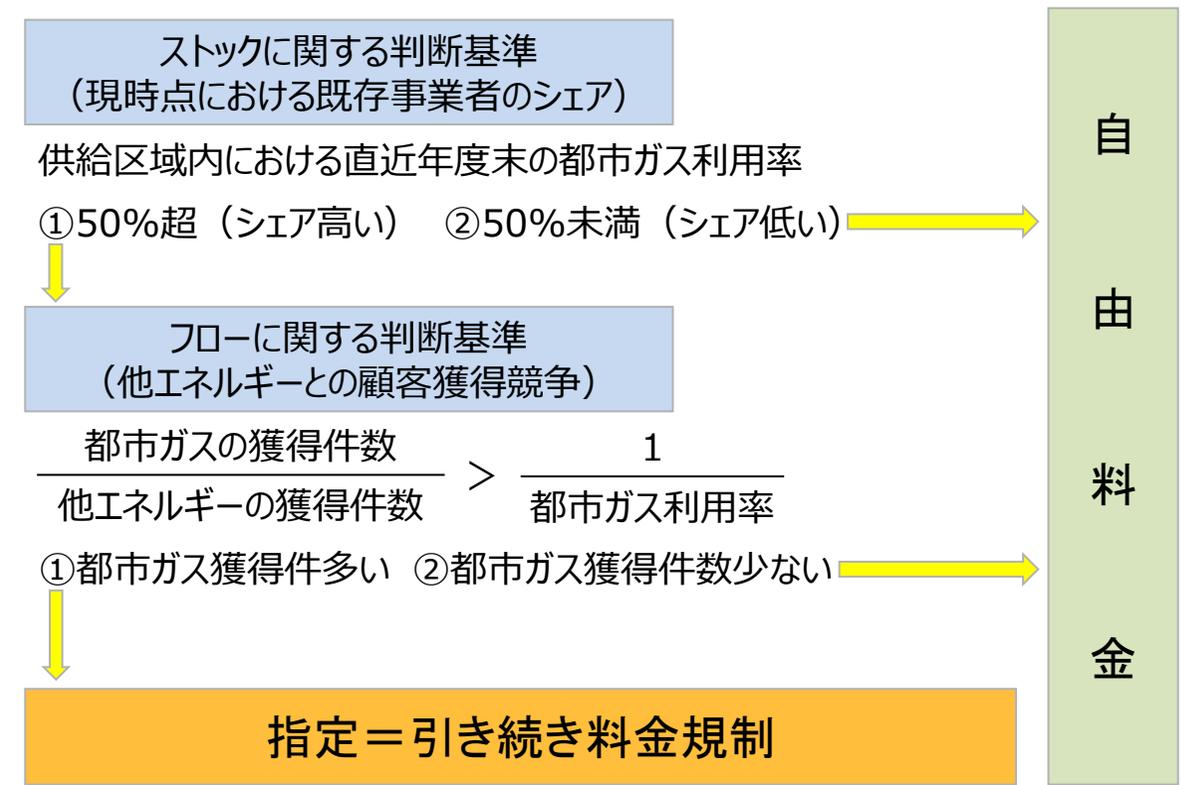
- これまでに10社がガス小売事業の登録申請を実施。うち8社が登録済み。

	関西電力	東京電力 エナジー パートナー	中部電力	日本 ファシリティ ソリューション	東北 天然ガス	熊本みらい エル・エヌ・ジー	九州電力	筑後ガス 圧送
登録状況	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み	登録済み
供給区域	近畿	関東	中部	関東	東北	九州	九州	九州
一般家庭への 供給予定	あり	あり	あり	なし	なし	なし	あり	なし
株主・ 出資比率	—	東京電力ホールディングス 100%	—	東京電力 45% 三菱商事 35% 関電工 10% 山武ビルシステム 10%	東北電力 55% 石油資源開発 45%	九州ガス 51% 日本瓦斯 (鹿児島) 34% 石油資源開発 15%	—	西部ガス 100%

一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、**原則、自由に料金を設定する。**
- ただし、需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの**十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。**

<指定基準>



〔ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合（年平均1%以下）等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。〕

担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯(東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯(南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア(100MJ地区)
	南海ガス

※簡易ガス事業者については現在パブコメ中。

小売分野に関するガイドラインの策定等に向けた検討状況

- 現在、電力・ガス取引監視等委員会において、来年4月の小売全面自由化後にガス小売事業者が遵守すべき説明義務や書面交付義務の詳細、公正かつ有効な競争の確保の観点から望ましい行為等を中心に議論中。
- 今後、電力・ガス取引監視等委員会及び資源エネルギー庁において、年内を目途にガイドライン案を提示し、所要の意見公募手続を経て策定予定。

【小売分野に関連する主なガイドライン】

『ガスの小売営業に関する指針(案)』【新設】

ガスの需要家の利益の保護の観点から、需要家への適切な情報提供(説明義務・書面交付義務の詳細等)や、営業・契約形態、契約内容等の適正化を図るべく、問題となる行為や望ましい行為について指針を定める予定。

『適正なガス取引についての指針』【改正】

独占禁止法上問題となる行為及びガス事業法上の業務改善命令の発動に関する考え方を明らかにし、公正競争の確保やガスの適正取引の確保の観点からガス事業者向けの指針を定めたもの。

(参考) 小売営業について

- 小売営業に関しては、ガス小売事業者が遵守すべき事項を定めたガイドラインの策定に向けて、電力・ガス取引監視等委員会において、需要家保護の観点から以下のような論点について議論を行い、パブコメを実施。

<議論内容>

1. 需要家への適切な情報提供

- (1) 一般的な情報提供
- (2) 契約に先だって行う説明や書面交付

2. 営業・契約形態の適正化

- (1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態
- (2) ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理
- (3) ガス小売事業者のワンタッチ供給
- (4) ガス小売事業者による業務委託

3. 契約内容の適正化

- (1) 不明確なガス料金の算出方法
- (2) 小売供給契約の解除
- (3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

4. 苦情・問い合わせへの対応の適正化

- (1) 苦情・問い合わせへの対応
- (2) 災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応

5. 契約の解除手続等の適正化

- (1) 需要家からの契約解除時の手続
- (2) ガス小売事業者からの契約解除時の手続
- (3) ガス小売事業者による供給停止時の手続
- (4) ガス導管事業者による託送供給契約解除時の手続

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

(参考) 適正取引について

- 適正取引に関しては、平成29年4月の第三弾法施行に向け、「適正なガス取引についての指針」の改正を行う必要がある。現在、電力・ガス取引監視等委員会において、以下のような論点について議論を行い、現在、パブコメを実施中。

<議論内容>

1. 小売分野

- (1) 標準メニューの公表
- (2) 託送料金相当額の請求書等への明示
- (3) スイッチング環境の確保
- (4) 不当に高い解約補償料の徴収等
- (5) 事実に反する情報の需要家への提供
- (6) スイッチングにおける不当な取扱い
- (7) 消費機器調査等

2. 卸売分野

- (1) 卸取引の活性化

3. 製造分野

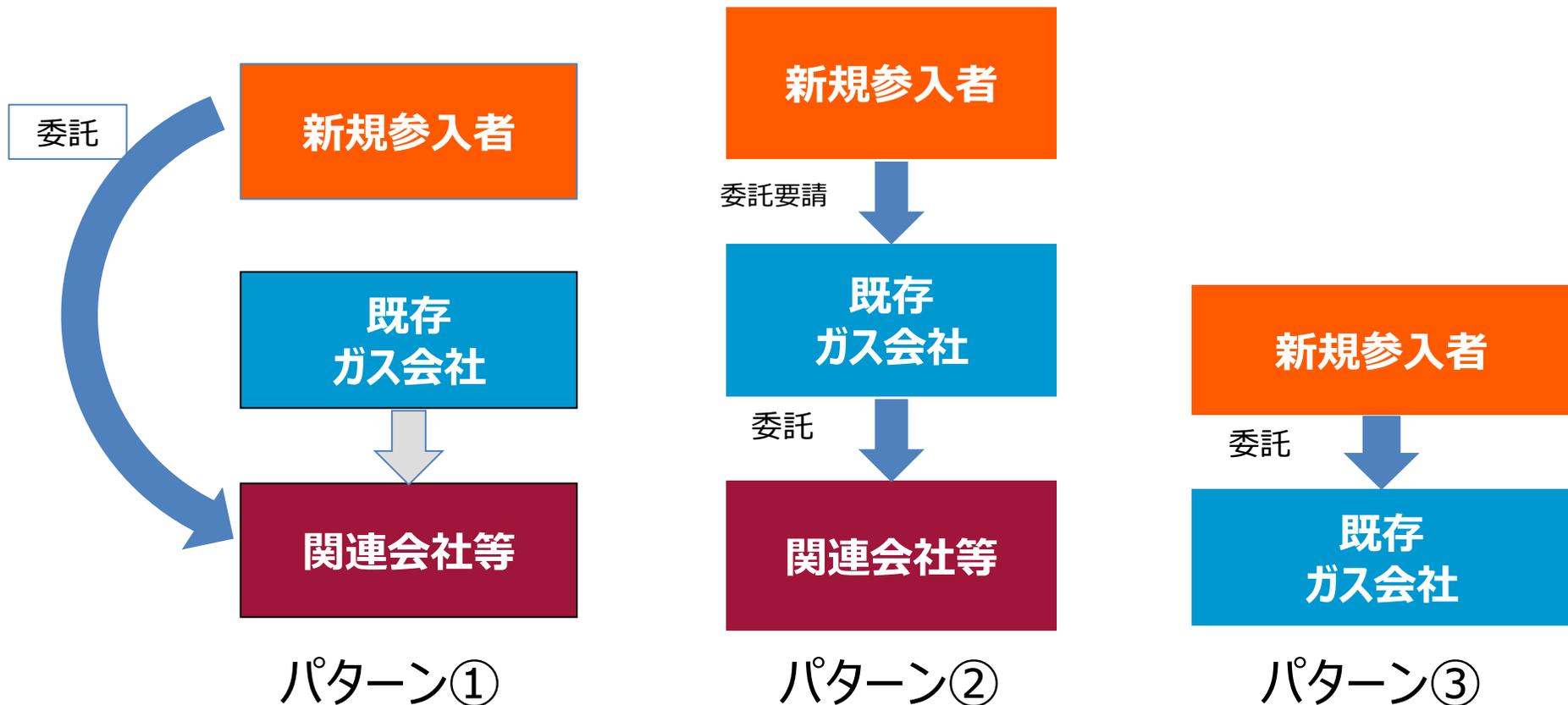
- (1) LNG基地の第三者利用
- (2) その他製造委託等

4. 託送供給分野

- (1) 託送料金等についての公平性の確保
- (2) 情報の目的外利用の禁止
- (3) 差別的取扱いの禁止

(参考) 消費機器調査等の委託

- 各ガス小売事業者が消費機器調査等の保安の義務を負うことを前提とした上で、小売全面自由化から当分の間、消費機器調査等の委託に係る基本的な考え方を整理。
- 消費機器調査等の委託については以下の3パターンが考えられ、既存ガス会社及び関連会社等には当該調査等に係る「望ましい行為」・「問題となる行為」を整理。



ガス小売事業者の説明義務

- 規制料金が外れる「ガス小売事業者」は、消費者に対し規制料金が外れることを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- ガスを販売するすべての「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。

1. 規制料金が外れる事業者の説明義務

経過措置が解除されるガス事業者は来年4月までに、既に契約している消費者に対して、自由化後の供給条件の説明・書面交付をすることが法律上義務付けられています。

2. 契約締結をする際の事業者の説明義務

(主な説明義務内容)

✓ 料金などの供給条件

(ガスを供給はいつからか、契約期間はいつからいつまでか、毎月のガス料金はいくらか、どうやって算定するか 等)

✓ 設備費の有無

(ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか、その支払い方法どうなるか)

✓ 解約時の解約金等

(契約期間内の解約の制約はあるか、設備費・消費機器のリースなど含め、解約手数料などは発生するか 等)

ガスの販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- ガスを販売する「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

消費者が注意すべきポイント

- ✓ ガス小売事業者の社名や連絡先
- ✓ いつからガスを供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月のガス料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え、ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか？
その支払い方法はどうか？（機器設置等の工事が必要な場合についても注意が必要）
- ✓ ガス料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？
- ✓ 契約を解約する場合、設備費や消費機器のリースなども含め、解約手数料などは発生しないのか？
発生する場合にはいくらになるのか？ など

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ①

「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

➡ 原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡をする必要があります。

「いつから新しい小売事業者に変更の申込みができるのでしょうか？」

➡ 申込みの受付は事業者によって異なりますので、直接お問い合わせ下さい。なお、本年4月の電力小売自由化の際は、本年1月頃より各事業者の受付が開始されました。

「小売事業者を切り替える時に必要な個人情報などはあるのでしょうか？」

➡ ①現在契約を結んでいるガス会社（＝切り替える前の購入先）の名称、②お客様番号、③供給地点特定番号（メーター番号）、④切替え希望日、が必要になります。

「来年4月までに何も手続きをしなかった場合、ガスの供給はどうになってしまうのでしょうか？」

➡ これまでどおり一般ガス事業者（都市ガス会社）や簡易ガス事業者からガスの供給を受けることになります。

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ②

「オール電化やLPガスの利用者も都市ガスに切り替えられるのでしょうか？」

➡ 切替えは可能です。ただし、利用場所（の近傍）までガス導管が敷設されている場合に限られます。また、都市ガス用の配管や器具への取替えが必要な場合があります。

「私の住んでる地域でガスを買うことができる小売事業者を教えてください。」

➡ 資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧を掲載しているのご確認下さい。
(インターネット閲覧環境にない場合、相談窓口ホットライン03-3501-3506まで)

「ガスの自由化は新規参入が少なくて選べないのではないのでしょうか？」

➡ ガスは、電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入のない地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切替えが可能です。また、オール電化に切り替えることも可能です。

「マンションや集合住宅に住んでいる人もガスの購入先を選べるようになるのでしょうか？」

➡ 集合住宅にお住いの方も、現在都市ガスの供給を受けている場合には、新規参入する小売事業者やLPガス販売事業者からのガスの購入が可能です。また、既存の事業者の自由メニューからの選択も可能です。ただし、LPガスへの切り替えに当たり、配管工事などを伴い、コミュニティ単位での意思決定が必要になることから、管理会社を始め、コミュニティ内でご相談下さい。なお、現在簡易ガスの供給を受けている場合も同様です。

都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ③

「小売料金規制の経過措置がないとガス料金が上がってしまうのではないのでしょうか？」

➡ **他のガス事業者や燃料事業者と適正な競争関係にあるガス事業者については経過措置の対象から外しますが、消費者利益を保護すべく、きちんと事後監視を行います。**

「地域のガス事業者に小売料金規制の経過措置がかかるか否かはどこで確認できるのでしょうか？」

➡ **今後、経済産業省や各地方経済産業局のホームページ等に掲載予定です。
また、経過措置が解除されるガス事業者には、来年4月までに、既に契約している消費者に対して、自由化後の供給条件の説明・書面交付をすることが法律上義務付けられています。**

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

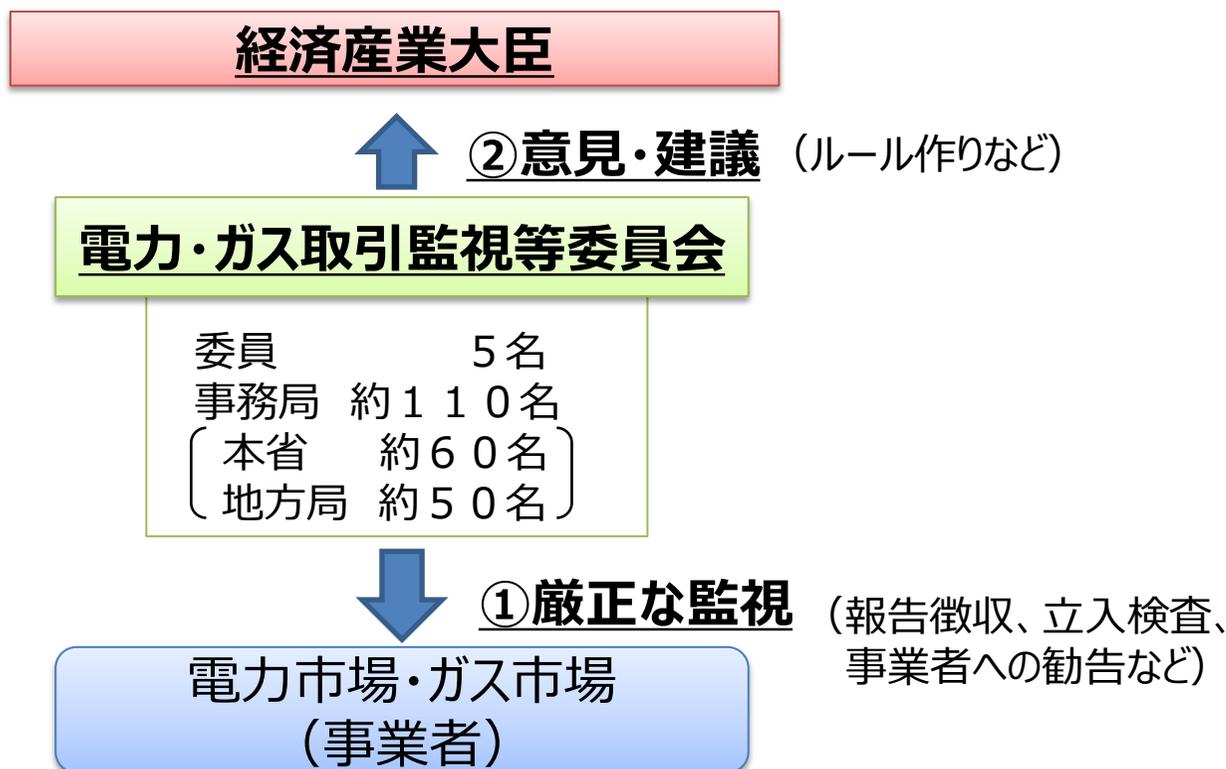
➡ **来年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。
(来年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中)**

「クーリング・オフ制度」とは？

…「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、**市場の監視機能を強化**するため、**経済産業大臣直属の組織**として、昨年9月に設立。
- 本年4月1日からは、都市ガス、熱供給事業も業務の対象に追加。
- ①**適正な取引**が行われているか厳正な「**監視**」を行うほか、②必要な**ルール作り**などに関して経産大臣へ「**意見・建議**」を行う。



委員長・委員構成

- 委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫
(委員長)



【経済】
大阪大学 招聘教授
アジア成長研究所 所長

稲垣 隆一
(委員長代理)



【法律】
稲垣隆一法律事務所
弁護士

林 泰弘



【工学】
早稲田大学大学院
教授

圓尾 雅則



【金融】
SMBC日興証券
マネージングディレクター

箕輪 恵美子



【会計】
監査法人トーマツ
パートナー 公認会計士